

令和7年9月 北九州市議会定例会の概要

1 会 期

令和7年9月4日（木）～10月7日（火）〔34日間〕

2 議 案

議案第86号 令和6年度北九州市一般会計決算について（教育委員会所管分）

議案第96号 令和6年度北九州市土地取得特別会計決算について
（教育委員会所管分）

議案第116号 北九州市文化財保護条例の一部改正について

議案第117号 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第135号 令和7年度北九州市一般会計補正予算について（教育委員会所管分）

3 会派質疑・一般質問

日程：令和7年9月11日（木）～9月18日（木）

概要：P7～P81のとおり

4 決算特別委員会市長質疑

日程：令和7年9月29日（月）

概要：P82～P95のとおり

【目 次】

【会派質疑・一般質問（教育委員会所管分）】

◇ 9月11日（木）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
公明党	木畑 広宣	○令和7年度9月補正予算について		
		・ 今回の補正予算でエアコンパイロット整備事業の計上に至った思いや経緯を改めて伺うとともに、事業の目的や概要、対象校選定の考え方を伺う。	施設課	7-8
市民とともに 北九州	三宅 まゆみ	○子育て・教育について		
		・ いじめ重大事態の調査結果は、この5月に市長にも報告がなされたと伺っている。そこで、この件を市長としてどう受け止めているのか伺う。	生徒指導課	9-10
		・ いじめに対する「即時対応体制」の構築、また教育委員会の限界を補うための市長部局内でのいじめの専門チームの設置について、見解を伺う。	生徒指導課 （子ども家庭局）	11-12
		・ 今後、市立学校体育館へのエアコン整備をどのように進めていこうとしているのか伺う。	施設課	13-14

◇ 9月12日（金）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
市民とともに 北九州	小宮 けい子	○学校における業務改善について		
		・ 業務改善プログラムに基づく取組でどのような成果が見られたのか、最新の調査結果を踏まえ、伺う。 ・ 業務改善プログラム＜第4版＞の策定にあたり、どのような内容を予定しているのか、見解を伺う。	教職員課	15-16
		・ 教職員の長期病休取得者は令和5年度から増加しており、精神疾患による休職者が半数以上で、30代、40代の休職者が多い状況である。この現状をどのように受け止め、どのように分析しているのか、見解を伺う。		17
		・ 学校内におけるハラスメント防止に向けて、具体的にどのような対策を講じているのか、伺う。		18-20
		○部活動の地域展開について		
		・ 課題をどのように捉え、どのような対応を進めていくのか、教職員と共通理解を図ることが重要と考えるが、見解を伺う。 ・ 経済的に困難を抱える家庭への支援については、早急に結論を出すべきと考えるが見解を伺う。 ・ 「地域説明会」の進捗状況について伺う。	生徒指導課	21-24
		○学校プールの老朽化と水泳学習について		
		・ 自校のプールが廃止された場合は、近隣校ではなく室内の市営温水プールや民間温水プールの活用を検討すべきと考えるが、見解を伺う。 ・ 教職員の負担軽減と専門的な指導を両立する観点から、プール授業においては、民間の水泳の指導員を活用することについて、見解を伺う。	施設課 （学校教育課）	25-27

◇9月12日（金）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
緑の風	村上 さとこ	○いじめの重大事態について		
		・同時期にケース1でいじめの重大事態への認識が不適切と指摘を受けたにもかかわらず、なぜ同時期のケース2について間違った対応が繰り返されたのか。 ・「極めて不適切」とされた重大事態の認定の遅れについて、被害生徒も保護者も詳しい説明を受けていないが、望むなら直接の説明を行うか。	生徒指導課	28-31
北九州党	伊崎 大義	○I型糖尿病を抱える児童生徒への看護師派遣について		
		・I型糖尿病の児童生徒に対して、自分でインスリン注射ができるようになるまで看護師を派遣するなど、保護者の負担を軽減する仕組みについて検討すべきと考えるが、見解を伺う。	特別支援教育課	32-34

◇9月16日（火）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
公明党	たかの 久仁子	○学校教育環境における性被害対策について		
		・現在の本市の教育現場においてどのような盗撮対策をしているのか伺う。 ・「コドモ」アプリの周知・啓発を行ってはどうかと考えるが、本市の見解を伺う。	教職員課 (生徒指導課)	35-36
まるまる戸八会	小金丸 かずよし	○小中学校における熱中症防止の取り組みと今後の対策について		
		・暑さ指数が基準値以上になった日においても、子どもたちが体を動かすことがきでる環境を整備することについて、見解と今後の対策を伺う。	学校教育課 (生徒指導課)	37-39

◇9月17日（水）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
市民とともに 北九州	泉 日出夫	○自らの性別に悩む児童生徒及びその家族への対応について		
		・児童生徒が性の多様性について学ぶために、小中学校でどのように取り組んでいるのか。併せて、保護者や家庭が性の多様性についての理解を深めるために、どのような情報発信を行っているのか。 ・適切な手続きに沿って情報共有するために、どのような取り組みを行っているのか、見解を伺う。	学校教育課 (生徒指導課)	40-42
		○中学校スポーツ大会の開催・運営について		
		・安全に開催する観点から、選手の安全対策や開催時期、運営などについて、どのような要望や意見交換を行っているのか伺う。	生徒指導課	43-44

◇9月17日（水）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
自民党・ 無所属の会	西田 一	○市立学校給食費の保護者負担軽減について		
		・ 今回の補正予算の財源について具体的な説明を求める。	学校保健課	45-46
		・ 令和8年度の給食費無償化の本格的な実施について、現在の検討状況を伺う。 ・ 令和8年度の給食費無償化に関して、アレルギーや不登校等の事情で、給食の提供を受けていない子どもへの対応について、見解を伺う。		47-50
日本共産党	永井 佑	○学校給食の無償化と質の向上について		
		・ 市長は、来年度からの無償化に無償化に向けた道筋は現在どうなっているのか説明すべき。 ・ 無償化が実行された際には、アレルギー、宗教上の理由などで喫食できない子供や不登校の子どもに食材費相当分を支給することが必要と考える。	学校保健課	51-56
		○学校体育館について		
		・ 既存の公立小・中・特別支援学校すべての体育館への空調設置計画を立て、早急に行うべき。	施設課	57-59
市民とともに 北九州	大久保 無我	○学校トイレの清掃について		
		・ 学校トイレ整備事業について、市はこれまでの取組をどのように評価しているのか。見解を伺う。 ・ 本市の学校トイレにおいて、専門業者による清掃はどのくらいの頻度で行われているのか。	施設課	60-62

◇9月18日（木）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
自民党・ 無所属の会	日野 雄二	○北九州市における今後の学校部活動のあり方について		
		・ 参加機会が経済状況によって制限されることがあってはならないと考えるが、見解を伺う。 ・ 平日の地域クラブへの以降のタイミングなど、今後の学校部活動の展開の見通しについて、見解を伺う。 ・ 部活動を通じて育まれる貴重な機会が減少することによる学校運営や子どもたちの成長への懸念について、見解を伺う。	生徒指導課	63-66
公明党	松岡 裕一郎	○部活動の地域展開について		
		・ コーディネーターの配置や相談窓口を整備すべきと考える。また、地域クラブにおけるトラブルには、教育委員会がスピード感をもって問題解決に取り組んでいくべきと考えるが、見解を伺う。 ・ 生活困窮世帯に対して経済的支援や配慮を検討していただきたいと思うが、見解を伺う。	生徒指導課	67-69

【会派質疑・一般質問（他局所管分）】

◇ 9月12日（金）

会派名	議員名	内 容	所管局・課	ページ
日本共産党	荒川 徹	○北九州市文化財保護条例の改正について		
		・ 条例第43条の「法」とは「文化財保護法」を指すのか。また、条例改正により文化財保護法第190条第3項のとおり建議できるのか。それは、自律的、自主的に重要事項を調査審議し、建議することができると解釈して差し支えないか。	都市ブランド 創造局 文化企画課	70-71
緑の風	村上 さとこ	○文化財保護条例について		
		・ 文化財保存活用地域計画を策定することとした経緯と、策定することを決定した決裁書の決裁日の日付について伺う。	都市ブランド 創造局 文化企画課	72-76

◇ 9月17日（水）

会派名	議員名	内 容	所管局・課	ページ
自民党・ 無所属の会	西田 一	○北九州市文化財保護条例について		
		・ 今回の条例改正についてのポイントについて伺う。 ・ なぜこのタイミングで条例改正を行うのか、理由を伺う。 ・ 改正前後では、文化財の価値が変化するか見解を伺う。 ・ 今後、文化財指定の際に文化財保護審議会の役割はどのように変わるのか。	都市ブランド 創造局 文化企画課	77-81

【決算特別委員会 市長質疑（教育委員会所管分）】

◇ 9月29日（月）

会派名	委員名	内 容	所管局・課	ページ
自民党・ 無所属の会	西田 一	○敬老行事のあり方について		
		学校体育館での開催の場合、飲酒に関して校長の裁量に任せる等柔軟な対応を求める。	施設課	82-83
日本共産党	高橋 都	○いじめ・不登校対策事業について		
		・いじめの認知件数が半減した理由に、「いじめ」の認識の甘さはなかったのか見解を伺う。	生徒指導課	84-87
		・今回の「いじめ重大事態の対応の遅れ」の原因の一つに「認識の遅れ」とあるが、どのような認識だったのか、見解を伺う。		88
	宇土 浩一郎	○学校給食の無償化について		
		・昨年度からの国の動向等を踏まえ、今の具体的な検討状況について答弁を求める。 ・国の動向を見るのではなく市独自に無償化を進めていくべきと考えるが、見解を伺う。	学校保健課	89-90
日本維新の会	有田 絵里	○みんなが食べられる給食について		
		・陳情の際に、慎重であった方針をなぜ変えたのか、また、変更に至るプロセスと、にこにこ給食だけでなく、酢豚を酢鶏に変更する工夫はいつから始まり継続しているのか。 ・弁当を持参している児童生徒やその保護者への配慮が必要だと考えるが、見解を伺う。	学校保健課	91-93

【決算特別委員会 市長質疑（他局所管分）】

◇ 9月29日（月）

会派名	議員名	内 容	所管局・課	ページ
市民とともに 北九州	中村 じゅん子	○生きづらさを感じている若者への支援について		
		・令和6年度における、生きづらさを感じている若者への取組の実績について伺う。また、今後さらなる支援の強化が必要と考えるが、見解を伺う。	子ども家庭局 子ども若者成 育課	94-95

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月11日

【質疑件名】 令和7年度9月補正予算について

【質 疑 者】 木畑 広宣 議員（公明党）

■木畑 広宣 議員

今回の補正予算では、先月発生した大雨に伴う災害復旧や市立学校給食費の保護者負担軽減、北九州市立大学新学部開設に向けた支援など、物価高対策や子育て・教育環境の充実などのために様々な予算が計上されました。

そこでまず、その中の市立学校体育館エアコンのパイロット整備についてお尋ねいたします。

近年、猛暑が続く中、熱中症対策は全国的な課題となっています。学校現場においても、体育館での活動が熱中症のリスクから制限されてい、熱中症のリスクを低減する環境整備は不可欠であると感じています。こうした考えのもと、わが公明党会派は継続して学校体育館へのエアコン整備を訴えてまいりましたが、市長から、本年6月議会の我が会派の質問に対し「国の補助金を活用しながら、新築校に加え、既存校についても、漸次エアコン整備を進めていくことを目指す。」との答弁をいただきました。子どもたちの安全で快適な学習環境の確保、そして、地域における避難所の機能強化という観点からも、この市長のご英断は本市にとって大きな1歩であると認識しています。

全国の学校体育館へのエアコン整備を加速するため国が設けた「空調設備整備臨時特例交付金」は、多額の予算が計上されている一方で、交付期間が令和15年までと定められています。このため、この限られた期間の中で、国の財源を最大限に活用し、本市の学校体育館へのエアコン整備を効率的・効果的に進めていくことが必要であると考えています。このような中、今回の補正予算に、「学校体育館エアコンパイロット整備事業」の費用が計上されたことは、まずは市長の迅速な対応に感謝したいと思います。

そこで、今回の補正予算で計上に至った思いや経緯を改めて何うとともに、事業の目的や概要、対象校選定の考え方について伺います。

■太田 清治 教育長

学校体育館へのエアコン整備につきましては、これまで、小中学校合わせまして全188校に設置するには、多額の費用を要すること等も踏まえ、まずは他都市の情報を幅広く収集することに努めてまいると答弁をしておりました。

こうした中、昨今の猛暑の状況を考えますと、学校体育館へのエアコン設置の必要性はますます高まると考えられることから、先の6月議会において、市長より、「エアコン設置を漸次、進めていくことを目指し、教育委員会と具体的に協議を進める」との答弁がなされたところでございます。

これらを踏まえ、エアコン設置に着手すべく、今回、「学校体育館エアコンパイロット整備事業」として、補正予算議案に 3 校分の実施設計費用を計上いたしました。

この事業は、学校体育館へのエアコン整備を効率的、効果的に進めるため、実施設計を通して、空調方式、コスト、断熱工事の工法などの知見を得ることを主な目的といたしています。

パイロット事業の対象校の選定にあたりましては、大規模学校体育館の方が、技術面でのノウハウをより多く蓄積することができ、今後の展開に必要な知見を得るうえで、効果的であると考え、大規模学校体育館を有する中学校 2 校と特別支援学校 1 校を対象とすることといたしました。

北九州市といたしましては、国の補助金等を活用するなど、財源確保に努めながら、学校体育館へのエアコン整備を着実に進めるとともに、未来を担う児童生徒にとって、より安全安心で快適な学習環境を形成してまいりたいと考えています。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月11日

【質疑件名】 子育て・教育について

【質 疑 者】 三宅 まゆみ 議員（市民とともに北九州）

■三宅 まゆみ 議員

まず、いじめから子どもを一刻も早く守るための取り組みについて、伺います。

全国的にいじめの認知件数は過去最多を更新し続けており、文部科学省調査によると令和5年度には約73万件超と過去最大規模にのぼっています。さらに不登校の小中学生も約34万人を超え、深刻な状況が続いています。本市も例外でなく、令和5年度には小中高特別支援学校で892件のいじめが認知され、また不登校児童生徒も2,370人にのぼるという状況にあります。

こうした数字は、決して「特別な一部の子」の問題ではなく、どの学校、どの家庭にも起こり得る普遍的な課題であることを示しています。

昨年度、教育委員会では、いじめ・不登校対策事業、チーム学校として、いじめや長期欠席、不登校の解消に取り組んでいますが、そのような中で、この7月、令和2年に発生したいじめについて、いじめ重大事態の「調査報告書」が公表され、教育委員会が長期にわたり適切な対応ができず謝罪に至ったという、市民に大きな衝撃を与える内容が明らかになりました。

当該生徒は5年間にわたり苦しみ、学校に通えないまま卒業を余儀なくされました。本来ならば部活動や友人との活動に打ち込めたはずの大切な青春の時間を、取り戻すことはできません。なぜ、本人が訴えたにもかかわらず即時にいじめを止められなかったのか。なぜ長期化を防げなかったのか。強い疑問を禁じ得ません。

本件の調査結果は、この5月に市長にも報告がなされたと伺っています。そこで、この件を市長としてどう受け止めておられるのか、ご所見を伺います。

■武内 和久 市長

令和7年7月18日に教育委員会が公表いたしましたいじめ重大事態の調査結果について、教育委員会から令和7年5月に報告を受けたところでございます。

今回、令和2年6月のいじめの発生から調査結果の取りまとめまで約5年もの時間を要した原因として、まず初動として、学校においていじめの認識が大幅に遅れたこと、次に学校から報告を受けた教育委員会において対応が遅れたこと、そしてこれらの2点から、第三者調査委員会の調査開始が遅れ、関係者の皆さんの当時の記憶があいまいになることで、調査そのものに時間を要し、結果として調査の長期化を招いたと報告を受けたところでございます。

市長といたしましても、学校や教育委員会の対応が遅れ、被害を受けられた生徒及び保護者の方に長い間辛い思いをさせてしまったことを、遺憾に思っています。

このため、教育委員会に対しましても、学校現場と一体となり、このような事態が二度と起きないように、再発防止に向け、実効性ある取組を行うよう求めたところでございます。

こうした中、教育委員会では、第三者調査委員会による指摘も踏まえまして、今後の対応策について検討を行ったと聞いています。

具体的には、いじめの定義やいじめ重大事態について、教育委員会での認識を改めて確認するとともに、教職員一人一人へ浸透させるため、いじめ対応の徹底を図る教材を作成し、夏休み中に全教職員が受講するなどの再発防止策を講じたとのことでございます。

いじめ対応において最も重要なことは、迅速かつ適切な初動対応でございます。教職員の皆さんは、日々子どもたちに真摯に向き合い、高い意識を持って奮闘しておられるものと承知をしておりますけれども、より一層いじめから子どもたちを守るという強い使命感と危機感を胸に、一つ一つの事案に誠実かつ的確に対応していただくことを期待しております。

いじめ問題は、子どもの生命、心身の健康に深刻な影響を与えるものであり、私たちの社会が解決しなければならない大きな課題であります。

私も、市政を預かるものとして、いじめから全ての子どもを守り抜くという覚悟で、教育委員会とともに、子どもたちの安全と安心の確保に努めてまいります。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月11日

【質疑件名】 子育て・教育について

【質 疑 者】 三宅 まゆみ 議員（市民とともに北九州）

■三宅 まゆみ 議員

2点目に、昨年6月議会でも同趣旨の質問をいたしました。大阪府寝屋川市では「いじめの即時停止」を掲げ、市長部局に独立した「監察課」を設置し、いじめの通報が入ると即座に職員が動き出すという取り組みがなされています。もちろん教育委員会もいじめ対策には取り組んでいかれるわけですが、内部だけの取り組みでは難しい場合もあるのではないのでしょうか。だからこそ、第三者性と即応性を兼ね備えた専門部署が必要だと思います。

いじめは「早期に止める」ことが何より重要です。その遅れが被害児童生徒に深い傷を残し、不登校や将来の自死リスクにもつながります。逆に、迅速に止めることで被害者を救うと同時に、加害行為を続けてしまう子ども自身を守ることにもつながります。

現在、本市でも不登校児童生徒の中に、「実はいじめが背景にある」ケースが隠れている可能性は否定できません。学校や教育委員会では言えないことも、独立した専門部署であれば安心して伝えられることがあるはずです。

今回の重大事態を踏まえ、改めて伺います。いじめ初期段階で子どもを守る「即時対応体制」を構築するため、また、教育委員会の限界を補うために、市長部局に独立したいじめの専門チームを設置する考えについて、見解を伺います。

不登校の背景調査を強化し、「隠れたいじめ」に苦しむ子どもをどう早期に救い出すのか。子どもたちのかけがえのない時間と命を守るために、市長としての強い決意をお聞かせください。

■太田 清治 教育長

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、各学校は、教育委員会が策定した「北九州市いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、教育委員会と学校が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた取組を推進しています。

これまでも、いじめの防止に関する措置を実効的に行うため、市内の各学校では、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめに関する情報収集や初期対応に取り組んでまいりました。

しかしながら、令和7年7月に公表した第三者調査委員会によるいじめ重大事態の調査結果では、学校におけるいじめの定義についての理解が不十分であったことから、「いじめ」として認知されず、対応の遅れにつながったとの厳しい指摘がなされたところです。そこで、教育委員会では、二度とこのような事態

を起こさないとの強い決意の下、いじめの定義や初動対応につきまして、改めて、教職員の理解の徹底を図るなど、学校現場と一体となって再発防止に取り組んでいるところです。

そうした中、議員ご案内の寝屋川市では、学校や教育委員会による「教育的アプローチ」に加え、行政の担当部署が、学校に駆け付け、事案に介入する「行政的アプローチ」を行っているということは承知をしています。

しかしながら、学校現場で起こった事案に対しまして、本来、「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という使命を担わなければならない教育委員会や学校現場に、どこまで市長部局の介入を求めるべきか、また、市長部局の介入により、どの程度の抑止効果が生じるのかなど、慎重に検討すべき論点があると考えているところでございます。

こうしたことから、まずは教育委員会と学校が一丸となって、強い使命感と危機感を持ち、迅速かつ適切にいじめへの対応に取り組み、児童生徒の尊厳、命を守りたいと考えているところでございます。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月11日

【質疑件名】 子育て・教育について

【質 疑 者】 三宅 まゆみ 議員（市民とともに北九州）

■三宅 まゆみ 議員

9月補正予算で市立学校体育館エアコンのパイロット整備に1,050万円の債務負担行為が計上されています。学校体育館のエアコン設置については、私も以前から強く要望してまいりましたので、一步前進することをうれしく思います。

地球温暖化の影響で、この夏は危険な暑さが頻発しており、今後も平均気温が上がることが予測されています。体育館は児童生徒が使用するだけでなく、避難所としても、選挙の投票事務にも使用されます。今年の7月の参議院選挙でも、体育館が使用されていましたが、それは暑くて大変だったと伺っています。大きな予算が伴いますが、できるだけ早いスピードで整備されることが求められます。

今予算は特別支援学校1校、中学校2校の整備にかかる実施設計費とのことですが、今後、市立学校体育館へのエアコン整備をどのように進めていこうとしているのか、お聞かせください。

■太田 清治 教育長

北九州市では、児童生徒が安全で快適に学習できる環境を確保することを重要な課題と捉え、普通教室、管理諸室、給食室に加え、特別教室へのエアコン設置を順次進めてきたところです。

昨今の猛暑の状況を考えますと、学校体育館へのエアコン設置の必要性は、ますます高まると考えられることから、先の6月議会において、市長より、「エアコン設置を漸次、進めていくことを目指し、教育委員会と具体的に協議を進める」と答弁がなされたところです。

これを踏まえ、エアコン設置に着手すべく、今回、「学校体育館エアコンパイロット整備事業」として、補正予算議案に3校分の実施設計費用を計上しました。この事業は、学校体育館へのエアコン整備を効率的、効果的に進めるため、実施設計を通して、ガス方式か電気方式かといった空調方式、イニシャルコストおよびランニングコスト、断熱工事の工法による効果の違いなどの知見を得ることを主な目的としています。

学校体育館へのエアコン整備にあたっては、多額な財源が必要となるため、国の補助金等の財源を有効に活用する手法や、他都市における先行事例なども幅広く参考に、効果的な整備方法について検討を行ったうえで、今後の事業展開に繋げていきたいと考えています。

北九州市としましては、国の補助金等を活用するなど、財源確保にも努めながら、学校体育館へのエアコン整備を着実に進めるとともに、未来を担う児童生徒にとって、より安全安心で快適な学習関係を形成してまいりたいと考えています。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月12日

【質問件名】 学校における業務改善について

【質 問 者】 小宮 けい子 委員（市民とともに北九州）

■ 小宮 けい子 議員

本市では、令和5年度から令和7年度までを実施期間として「学校における業務改善プログラム＜第3版＞」を進めてきました。

令和6年4月策定の「北九州市教育大綱」で掲げる「こどもまんなかで質の高い教育環境の充実」を図るための柱の1つは、「自律的で特色のある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高めます。」であり、こどものウェルビーイングを実現するためには、教職員のウェルビーイングを確保することが必要であることが述べられています。

また、同年の8月策定の「北九州市こどもまんなか教育プラン」では、教職員のウェルビーイングを高めるために、教職員の育成・資質の向上や、教職員の負担軽減による教育環境の充実などに取り組むこととされています。

一方、令和5年に教育委員会が実施した「教職員意識アンケート」では、子どもと向き合う時間の確保やワーク・ライフ・バランスの実現、業務改善の進展、多忙感などの項目で好転が見られた一方で、「仕事にやりがいを感じるか」の項目が令和3年度より低下していました。

そこで、今年度で終了する学校における業務改善プログラム＜第3版＞に基づく取り組みにより、どのような成果が得られたのか、最新の調査結果等を踏まえてお示してください。

次に、業務改善プログラム第4版策定に向けて、お伺いします。

今後策定される「学校における業務改善プログラム＜第4版＞」が、教職員一人ひとりがやりがいを持ち、生き生きと教育に取り組める具体的な内容となることを要望いたします。

また、教員の業務負担軽減を目的として配置されたスクール・サポート・スタッフが十分に機能しているか、ICT支援員の配置要望、フッ化物洗口のサポートスタッフの確保など、未配置や新規事業についての検証を行い、実効性のあるものとすべきと考えます。

そこで、業務改善プログラム＜第4版＞の策定にあたり、どのような内容を予定しているのか、見解をお伺いします。

■ 太田 清治 教育長

北九州市ではこれまで、教職員がやりがいを持ち、いきいきと教育活動に取り組める環境づくりを大切に、魅力ある学校教育の実現を図ってまいりました。その施策の一つとして「学校における業務改善プログラム」を平成29年に策定し、

令和５年に第３版へと改定を重ね、学校における業務改善を推進しているところです。

業務改善プログラム第３版の取組例としては、保護者連絡ツール「tetoru（テトル）」の導入、小学校における教科担任制の拡大、中学校の定期考査における自動採点システムの導入などが挙げられます。また、スクールサポートスタッフを全小中学校に配置し、教員が授業や指導に専念できる体制を整備してまいりました。このような取組の結果、「以前より、採点時間が１クラス当たり１時間程度短縮した」「印刷等の時間が減り、子どもと触れ合う時間が増えた」などの声が教員から上がっており、業務負担の軽減につながっています。

データとして示される成果ですが、令和６年度末調査の時間外月平均在校等時間が小学校教諭等で２５時間１４分、中学校教諭等で３９時間４７分であり、業務改善プログラムを開始した平成３０年度より、それぞれ５時間程度減少いたしました。また教職員意識アンケートの結果、「ワークライフバランスを実感する教職員の割合」は、５６％で１４ポイント改善しております。調査開始以来、最も高い数値となっています。「やりがいを感じる教職員の割合」は、コロナ禍前後で差はあるものの、おおむね９０％前後を維持しています。

しかしながら、時期による業務量増加や、取組状況の学校間の差など、引き続き課題が存在しています。

そうした中、国においては、教職員の働き方改革推進が急務とされ、本年６月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（いわゆる給特法）」が改正されました。この中で、各教育委員会に対して「教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定を求めており、秋ごろ指針が示される予定です。これを踏まえて、今年度策定する業務改善プログラム第４版は、第３版までの成果から継続・拡充する内容として、授業時数の見直し、部活動の活動時間ルールの徹底、教職員の健康確保などの内容、ＡＩを活用した業務のＤＸなど、最新の教育情勢を反映した内容などで構成する予定としています。

また、第４版策定にあたっては、教職員や保護者の声、学校における働き方改革の専門家の意見等を取り入れつつ、検討することとしています。今後も、教職員一人一人がやりがいを持ち、誇りをもって子どもに向き合える職場づくりを行い、教職員のウェルビーイング向上につなげてまいりたいと考えています。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月12日

【質問件名】 学校における業務改善について

【質 問 者】 小宮 けい子 委員（市民とともに北九州）

■ 小宮 けい子 議員

本市では、教職員の「心の健康」を守るため、ストレスチェックや産業医・保健師による相談体制を整備しています。しかし、教育委員会安全衛生委員会の報告によれば、近年、教職員の長期病休者、休職者は増加しており、令和5年度においては、長期病休者、休職者のうち精神疾患による者が6割を超えています。精神疾患による者は特に20代・30代が多くなっています。

そこで、この現状をどのように受け止め、どのように分析しているのか、見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

小・中・特別支援学校の教職員の30日以上病気休暇取得及び休職となっている長期病休者の数は、令和4年度132人、5年度154人、6年度178人と増加傾向にあります。このうち、精神疾患による者は令和6年度105人で、ここ数年ほぼ同数で推移しています。

教職員の長期病休者の増加については、教育委員会としても重く受け止めており、重要な課題であると認識しています。

精神疾患の長期病休者を年代別でみると、20代・30代が全体の約6割を占める状況でございます。この年代は、新任から中堅職員への移行期で、責任ある業務を担い始める時期であること、結婚・出産・育児など、生活環境が大きく変化するライフイベントと重なることなど、仕事と家庭の両立が困難になりがちな時期であり、精神的なストレスが高まることも要因の1つではないかと考えられます。

なお、令和6年度の精神疾患の休職者に対し、産業医や保健師が主な要因を聞き取ったところ、授業準備や教職員間の人間関係、保護者・児童生徒対応、家族や健康に関することなどが挙げられています。

教育委員会としては、引き続き、職場環境の改善とともに、教職員の病状や個別の事情に寄り添い、円滑な復帰に向けた支援を行っていきます。

また、今年度策定する「業務改善プログラム第4版」の中に、メンタルヘルス対策の実効性を高める方策を盛り込み、教職員の心身の健康確保に、一層取り組んでまいりたいと考えています。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月12日

【質問件名】 学校における業務改善について

【質 問 者】 小宮 けい子 委員（市民とともに北九州）

■ 小宮 けい子 議員

教職員のウェルビーイングの向上のためには、在校時間の削減や休暇取得の促進だけでは十分ではありません。ハラスメントのない職場環境を作ることも不可欠だと考えます。一般的に、学校は閉鎖的な組織文化を持つと指摘されることもあります。閉鎖的な職場環境は、ハラスメントが発生しやすい土壌ともなり得ると考えます。

そこで、学校内におけるハラスメント防止に向けて、具体的にどのような対策を講じているのでしょうか。見解をお伺いします。

■ 太田 清治 教育長

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を傷つけるだけではなく、職場環境を悪化させ、ひいては教育の質の低下を招くものであり、教育委員会では、強い覚悟をもってハラスメント防止に取り組んでいます。

これまでも毎年度、各学校において管理職が講師となり、教育委員会作成の「ハラスメント防止ハンドブック」を活用した校内研修を実施してきております。

また、相談窓口については、各学校及び教職員課に複数の相談員を配置するほか市長部局の専門相談員にも相談できるようにする等、複数の窓口を用意し、相談しやすい体制を整えています。

相談件数は、令和4年度17件、5年度19件、6年度21件と増加傾向にあり、見過ごすことができない状況にあると受け止めています。

なお、寄せられる相談のほとんどは、パワーハラスメントに関するものであり、上司からの指導中や同僚との関係性の中で生じた事案が多く見られます。

これらを踏まえ、今年度は、例年の取組に加え、パワーハラスメントをテーマに校内研修を実施し、（１）パワーハラスメントの定義等の再確認、（２）「指導とハラスメントの違い」「部下からのハラスメント」等、具体事例の動画視聴、（３）「加害者にならないために注意すべき言動」等をテーマにしたグループワークを実施し、それによりまして、一層の意識向上に取り組んでいます。

また、教育委員会の教職員ポータルサイトのトップページに新たにハラスメント防止関連ページを設け、対応の流れや相談窓口の情報が容易に取得できるようにする等、改善を図っています。

今後も、ハラスメント防止のため、教職員への意識醸成や安心して相談できる環境づくりに努めていくことで、教職員のウェルビーイングの向上に繋がっていきたいと考えています。

■ 小宮 けい子 議員

学校における業務改善について、＜第3版＞を実施していくということで、在校等時間の削減というのは非常に大きなものが出ていることが分かりました。しかし、その中でやはり大変気になるのは、ウェルビーイングという、働く者が学校にいる時に子供に向けて笑顔が出せるか出せないかが重要だと思います。その中でやはりハラスメントのない環境づくりということが非常に重要だと思います。そこに向けて、本教育委員会として窓口を校内それから教育委員会内、そして外部に作ってもらえているということ。そういうなかで、令和6年に21件の相談があったということで、21件の相談をされた方は、相談をしたことによってパワハラを受けた当事者にとって安心して今働けるという環境になっているのかということをお伺いしたいと思います。

■ 太田 清治 教育長

実際に、今窓口としましては、ハラスメント相談員を各学校に男性女性1名ずつ配置をして、それから教職員課の労務係、それから女性職員専用ハラスメント窓口、これは同じ教職員課でございますが配置しております。それからハラスメント専門相談員ということで市長部局、こういう体制で臨んでいます。こういう風にいろんなところに相談を出来るようにしているのは、まさに議員がおっしゃったように、良い形で解決をしていかなければならないということで行っています。相談の内容としましては、職場環境の改善を望むものであるとか、管理職から対象者へのちょっと強めの指導に対するものだと思います。それから調査及び行為者への処分までを望むものというような様々ありますが、やはり相談者の意向に沿って丁寧な対応をしていますので、概ね、そういったことで改善というのが図られつつあるのではないかと認識しています。

■ 小宮 けい子 議員

ありがとうございます。やはり、相談をするパワハラを受けた当事者というのは、相談をするかしないか、学校の窓口であれば管理職に分かってしまうから教育委員会にしよう、外部にしようということにも悩みがあると聞いています。そして、当事者はやはりこの相談窓口というものに大変期待をしています。今この苦しい自分の状況を改善してもらえないと聞いています。パワハラを受けた当事者の気持ちというところを窓口担当の方、それからその後というところ、是非早急にそして適切な対応をとっていただきたいと思います。このハラスメントというのは、いじめの定義と同じではないかと私は思います。当事者じゃなければ分からない、当事者が精神的に苦痛を感じている、苦しんでいる、だから相談を持っていく、声をあげる、一生懸命意を決して声をあげたということ

を受け止める窓口それから今後の対応というところを是非お願いしたいと思います。これは要望です。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】令和7年9月12日

【質問件名】部活動の地域展開について

【質 問 者】小宮 けい子 議員（市民とともに北九州）

■小宮 けい子 議員

本市の学校部活動は、これまでに教育的に大きな役割を果たしてきました。

しかし、少子化や教員の働き方改革の流れの中で、従来の形での運営が困難となりつつあり、本市においても国の方針を踏まえ、「北九州市部活動地域展開推進計画」を作成し、地域展開を進めているところです。

私自身、この間、現場の教職員の声を伺ってきました。その中で課題として挙げられるものとして、部活動で培われてきた人間関係を生徒指導に活かせるのではないかと、高校進学や推薦入試などの進路への影響、地域クラブでは受益者負担としてクラブ費が必要であること、経済的に困窮する家庭への支援の必要性があること、学校施設の利用の在り方、吹奏楽部の地域展開の課題、平日の地域展開のあり方などがありました。

そこで、3点をお伺いします。

1点目に、これらの課題をどのように捉え、具体的にどのような対応を進めていくのか、教職員と共通理解を図ることが重要と考えます。見解をお伺います。

2点目に、地域クラブの移行に伴い、受益者負担として会費が必要となる中においても、すべての子どもが参加できる環境を整えることが重要です。そこで、特に経済的に困難を抱える家庭への支援について、早急に結論を出すべきと考えますが、見解をお伺いします。

さらに、現在、「北九州市地域クラブ」の立ち上げを予定している団体関係者、小中学生の保護者、地域の関係者などを対象に「地域説明会」を実施していますが、その進捗状況についてお示しください。

■太田 清治 教育長

部活動は、教員の献身的な関わりのもと、生徒が自主的・自発的に活動に参加することにより、スポーツや文化芸術の振興を担っています。また、生徒同士や教員との好ましい人間関係の構築を促進し、学習意欲や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、多様な学びの場としての教育的意義を有しています。

しかし、少子化の進展により、部活動の存続が危ぶまれる状況の中、国は生徒の活動機会の確保と教員の働き方改革のため、部活動の地域展開に関する方針を示しました。

北九州市では、国の方針を踏まえ、「部活動の教育的意義を継承」しつつ、「子どもたちの活動機会を確保」することを大前提に、令和7年5月に「北九州市部

活動地域展開推進計画」を策定し、「令和9年9月から、休日の学校部活動を地域クラブに展開する」という方針を示しました。

地域展開の取組を進めるにあたり、地域説明会や学校訪問を通じ、議員ご指摘のような声があることも把握しています。教職員と共通理解を図ることは重要であると考えています。

そのため、第1弾としまして、地域展開の概要を周知するための研修動画を作成し、全ての教職員への研修を実施するとともに、学校現場からの意見を聴取いたしました。特に、「北九州市地域クラブ」認定制度や指導者の質・量の確保のための人材バンクの整備と研修制度、コーディネーターの配置による伴走支援、兼職兼業制度の明確化などについて丁寧に説明をいたしました。

議員ご指摘の施設利用や進路に関すること、吹奏楽部の地域展開などの課題への対応については、今後、第2弾の研修動画を作成するなど、教職員の理解をさらに深める取組を進めていく予定です。

2点目についてでございますが、地域クラブへの展開に伴い、会費等の受益者負担が発生することから、家庭の経済状況が活動参加の障壁とならないよう、支援の必要性を重要課題と捉えています。

このため、今年6月には文部科学省を訪問し、経済的困窮世帯が負担する会費や保険料の支援に関する財政措置について提案をいたしました。また、7月には、スポーツ庁次長が部活動の視察で北九州市を訪れた際に、子どもたちの活動支援について意見交換を行いました。

国の実行会議による「最終とりまとめ」においても、費用負担の在り方や経済的困窮世帯への支援の必要性が示されており、今後、国から具体的な方針が示される見通しでございます。国の検討状況や他都市の事例を参考に、経済的困窮世帯が負担する地域クラブへの会費や保険料への支援のあり方をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

3点目についてでございます。教育委員会としては、地域人材の活用や地域の期待を受けながら、「地域とのつながりの中で、社会全体で子どもを見守り支え、育てる」といったことは重要な役割であると認識しています。

そこで、6月下旬から4回にわたり地域説明会を開催し、約300名の参加者に地域展開の趣旨を説明いたしました。また、自治総連合会やPTA協議会、中学校家庭教育学級などでも説明を行い、延べ1300人に周知をしています。

説明会参加者からは、自身のご経験を子どもたちに伝えたい、競技人口の拡大を目指して中学生の参画を期待するなど、地域展開を「チャンス」と捉えている前向きな声も寄せられています。

北九州市の部活動地域展開は始まったばかりであり、今後も継続的な周知と支援が不可欠でございます。「子どもたちの活動機会の確保」を最優先に、「自分の好きな活動をしたい」という子どもたちの声に寄り添いながら、着実に地域展開を推進して参る所存です。

■小宮 けい子 議員

部活の地域展開についてですね、今、北九州市内で地域クラブの説明を行って来ていますが、今認定されているクラブの数っていうのは、各区ごとでどのくらいあるのか、把握されていたら教えてください。

■太田 清治 教育長

これは9月11日現在の状況ですが、全体を通して認定をしているのが18クラブあります。区ごとということですね。門司区が1つ。それから小倉北区が4、小倉南区が8、若松区が1。八幡東区は今まだありません。八幡西区が3、戸畑区が1の18ということで、付け加えて申し上げますが現在申請をしている、認定の処理をしているところが、これとは別に17団体ありますので、近々この17団体も認定をされるのではないかと考えております。

■小宮 けい子 議員

ありがとうございます。やはりこの部活を地域展開していくっていうのは、大変労力のいることであると思います。そしてまた、子どもたちが活動したいというクラブ、それが近くにあるかどうかということも重要なことになってくると思います。それで、やはり地域でクラブが立ち上がるように、ぜひ尽力していただきたいと思います。

私は門司区に住んでおりますので、門司区というところの環境から、学校の環境からしたら統廃合が進んで、非常に大きな中学校校区もあります。だから、そういうところで、地域クラブが大きな学校の中での一つあったとしても、非常に子どもは通いにくいというところもあります。だから、クラブ、土日クラブでしっかりと活動したいと考えている子どもたちがすべて、やはり活動できるような形での数字を上げていくっていうこと、どうぞ努力していただきたいと思います。これも要望です。

■小宮 けい子 議員

受益者負担となる会費が必要ということですね。これは国が財政措置をしてくるというようなこと、それを待っているという状況の中であれば、現在9月からスタートして、この一年間クラブに通う、通いたい、通う子どもたちというのは、クラブ費を払っていくということになるのだと推察していますが、その中でやはりすべての子どもがクラブでの活動ということができていくのでしょうか。やはり市としてできること、その補助として、支援としてできることのお考えがあればお聞かせください。

■太田 清治 教育長

まさにもう立ち上がっているところはどうなのかということですが、今、それぞれ調査等をしておりまして、そんなに大きな金額を徴収しているところは、今のところはありません。国の方も言うておりますが、概ね、月3000円を超えな

いようにというようなことも言うておりますので、ですから活動内容であるとか、揃えるものであるとか、そういったことを私どももきちっと見た上で、そのクラブには指導をしていく必要があるかなと思っていますが、現在のところは立ち上がったばかりですので、それらをしっかりと注視していきまして、今後の対応につなげていきたいと考えています。

■小宮 けい子 議員

はい、ありがとうございました。ぜひ、家庭的に非常に困難を抱えている子どもたちにとっても、土日の居場所となるクラブ、そのクラブの会費が払えるというような状況を、市として考えていっていただきたいと思います。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月12日

【質問件名】 学校プールの老朽化と水泳学習について

【質 問 者】 小宮 けい子 議員（市民とともに北九州）

■ 小宮 けい子 議員

現在、北九州市内の学校プールは194校のうち、築年数50年以上のものが80校、40年から49年のものが36校、30年から39年のものが24校、30年未満のものが54校と老朽化が進んでいます。また、設備が高騰で十分な修理費を確保できず、修理しても熱中症対策や通年利用等の昨今の課題に対応できないということもあることから、児童生徒にとって必ずしも良好とは言えない環境の中で、水泳学習が行われています。

学習指導要領では、学年ごとの目的が示され、水泳学習を計画的に実施するようになっているため、自校のプールが使用不能となっても、水泳学習を保障する必要があります。

このような中、本年3月に出された【学校プールのあり方】（小・中・特別支援学校）経営分析・事業分析報告書では、課題（変革案）として、①老朽化したプールの順次廃止、②思永中学校温水プールに近隣校を集約、③教員の負担軽減という内容が記されています。

この中で、老朽化したプールの順次廃止においては、大規模改修が必要となったプールは修繕せずに、近隣校や市営温水プールや民間温水プールの活用を検討する旨が示されています。

また、令和5年度に実施した民間委託検証事業の検証では、効果として指導員による専門的な指導による泳力の向上や、室内実施のため、気温や天候に関わらず計画的に授業が実施できることが挙げられています。

近隣校での水泳学習は、屋外実施となるため、気温や気候に左右され計画的に授業が実施できない欠点があります。また、プールの管理を行わなければならないので、課題で記された、教員の負担軽減にもつながりません。

そこで、自校のプールが廃止された場合は、近隣校ではなく、室内の市営温水プールや民間温水プールの活用を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

民間委託検証事業の検証の効果として、指導員による専門的な指導が挙げられていました。自校のプールを使用する場合でも民間の水泳指導者を活用することにより、教職員の負担が軽減できると思います。

学校現場では、水泳学習は、指導者、監視など最低3人の人員が必要なため、教職員の負担が大きいという課題があります。

そこで、教職員の負担軽減と専門的な指導を両立する観点から、プールの授業においては、民間の水泳の指導員を活用することとしてはいかがでしょうか、見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

国が定める学習指導要領では、水泳学習は、児童生徒が、泳ぎ方や水の事故から身を守る力を身に付けるための重要な学習と位置づけられております。このため、小学校全学年、中学校1・2年で必修とされており、教員が指導と評価を行うこととなっております。

議員ご提案のとおり、公営・民間の室内プールの活用については、天候に左右されないため、計画的に授業が実施できる利点があります。

他方、こうした施設を利用する上では、児童生徒の移動の時間、移動手段の確保、施設使用料や移動にかかる費用の負担、施設の一般利用との利用日時の調整などの課題があります。

そのため、教育委員会では、自校のプールが廃止された場合、学校の事情に合わせ、安全確保、費用、学習効果、教員の負担軽減などの要素を総合的に勘案し、原則として、近隣校、公営プール、民間プールの順番で代替プールを選定することとしており、今後もその方針に沿って、水泳学習を行ってまいります。

二点目についてですが、令和5年度に「水泳学習の民間委託検証事業」を行いました。実施校の教員アンケートの中で、民間の水泳指導員が授業に補助的に関わることについては、専門的な指導や教員の負担軽減の面から、肯定的な意見が寄せられ、その有効性は十分に認識しています。

他方、検証事業や他都市の事例から、民間の水泳指導員の活用にあたっては、水泳指導員の安定的な確保、必要な財源の確保、授業内容等に関する共通理解の形成などの課題もあります。

こうしたことも踏まえまして、指導員ではありませんが、大学と連携して、水泳授業において民間人材を活用した取り組みを行っています。

具体的には、今年度、水泳を専門とする大学教授に小学校に赴いてもらい、教員と一緒に水泳授業を行ったほか、大学のプールを使用した水泳授業では、スポーツ学科の学生が、監視や生徒への個別のアドバイスをするなど、教員の指導を補助いたしました。これらの取り組みは、児童生徒、教員から大変好評であり、一定の効果があると考えています。

このような好事例も踏まえつつ、全ての子どもたちが、安心して楽しく水泳学習を続けられるよう、外部の施設や人材の活用も含めて、児童生徒の泳力向上や教員の負担軽減に資する方策について、幅広く研究していきたいと考えています。

■ 小宮 けい子 議員

最近、特に小規模の学校が増えてきている。また、教員の若返りということで、妊娠されている教員もいる。そのような環境の中で、水泳授業は、学校、教員に

とっての負担。小さい学校、10 何人くらいしかいないところで 3 人出して監視をする。安心、安全のためにするということ自体が、非常に、厳しいものがあると思います。その中に 1 名、民間の指導員が入ったとすれば、1 人は本来の学校の中の業務につけるというようなこともあります。小さな学校、また妊娠されている教員の方もいるようなことも考慮して、安心して安定した、水泳学習ができるというようなところで、民間の指導員ということだけでなく、今おっしゃられていた大学生などの補助というような形で目があることは、監視になるということがありますので、そのようなスタッフというところも含めて、民間の人材の活用ということについて検討していただきたいと思います。これも要望とします。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月12日

【質問件名】 いじめの重大事態について

【質 問 者】 村上 さとこ 議員（緑の風）

■村上 さとこ 議員

いじめ重大事態の調査の主な目的は、事態への適切な対処と再発防止策の策定、実施です。本市のいじめ重大事態の件数は、これまでに5件、加えて本年10月には新たな重大事態が公表される予定です。

本年7月18日、教育委員会は、いじめの「重大事態」の認定に遅れが出ていた事例を調査報告書とともに明らかにし、会見を開きました。2021年、当時中学生だった男子生徒が部活動や学校生活の中でいじめを受けた事例です。便宜上この事例を「ケース2」とします。

いじめ発生当初より、被害生徒は学校へSOSを出し続け、いじめアンケートにも事実記入をしていましたが、不登校となった事実を保護者が学校に報告したその時点でも、学校側のいじめに対する認識不足は改善されず、さらに、学校から連絡を受けた教育委員会もいじめの調査に本来必要のない書面の提出を求めるなど、対応に大変な遅れが生じました。そのため重大事態認定は約1年後、第三者調査委員会設置は約1年4か月後、いじめ被害発生から調査報告書の発表まで実に約5年の月日を費やしています。中学一年生だった被害生徒はすでに成人しました。教育委員会の対応について、第三者委員会は「極めて不適切」との報告書を提出、教育長も「重く受け止めている」とのコメントを出していますが、子どもの人権や安全があまりにも軽んじられたと考えます。

被害生徒、保護者より直接悲痛な声が届いております。守ってくれるはずの教育者である大人から真逆の対応をされた子どもの絶望はあまりに大きく、失われたかけがえのない子どもの時間は二度と戻ってきません。

実は私は、全く同じ2021年、別のいじめ重大事態にも大きく関わりました。保護者、学校、教育委員会指導主事を交えた話し合いにも加わり、私自身が関係者として第三者委員会の事情聴取も受けました。便宜上この事例を「ケース1」とします。

ケース1でも、いじめの事実、長期の不登校、児童の深刻な希死念慮を把握しながら、教育委員会はなかなか重大事態としませませんでした。そこで私が文部科学省に連絡をし、重大事態の定義について教育委員会へ説明してもらったという経緯があります。その結果、ケース1は本市ではじめてのいじめの重大事態に認定されました。

以上を踏まえ、質問をします。

全く同時期にケース１でいじめの重大事態への認識が不適切と指摘を受けたのにも関わらず、なぜ同時期のケース２について間違った対応が繰り返されたのでしょうか。説明を求めます。

ケース２の「極めて不適切」とされた重大事態の認定の遅れについて、被害生徒も保護者も学校や教育委員会から詳しい説明や謝罪も受けていません。教育委員会が陳謝した７月１８日の会見すら知らされていませんでした。教育委員会への対応に対しては被害生徒、保護者共に、心身ともに疲労困憊し、いまだ不信任と疑問を抱いています。

そこで、お尋ねします。被害生徒と保護者が望むなら、直接の説明を行いますか。見解をお伺いします。

■太田 清治 教育長

教育委員会では、いじめの重大事態の対応について、児童生徒の心情に寄り添うとともに、いじめ防止対策推進法や文部科学省の通知に基づき、適切な対応を行うように努めてきました。

いじめの重大事態については、文部科学省の通知に基づいて教育委員会が策定した公表基準において、「保護者側の同意が得られない場合は公表しない」とこととしていることから、被害者側の同意を得た上で、教育委員会会議での議決を経て、公表を行うこととしています。議員のご指摘の、ケース１については、いじめの重大事態として、公表について被害者の同意が得られている事案としては、確認されていません。

このため、こうした公の場で、その内容や見解を述べることは困難であることから、１つ目のご質問については答弁を差し控えさせていただきます。

ケース２につきましては、今回、令和２年６月のいじめの発生から調査結果の取りまとめまで約５年もの時間を要した原因として、初動として、学校においていじめの認識が大幅に遅れたこと、学校から報告を受けた教育委員会において対応が遅れたこと、この２点から、第三者調査委員会の調査開始が遅れ、関係者の当時の記憶があいまいになることで、調査そのものに時間を要し、結果として調査の長期化を招いたものです。

今回、本年７月１８日に公表した調査結果で、これまでの対応が十分でなかったと指摘されたことを重く受け止め、学校や教育委員会における再発防止策を講じています。

具体的には、いじめの定義やいじめ重大事態について、教育委員会での認識を改めて確認するとともに、教職員一人一人へ浸透させるため、いじめ対応の徹底を図る教材を作成し、夏休み中に全教職員が受講するなどの再発防止策を講じました。

教育委員会では、被害生徒とその保護者に対しまして、直接調査結果を手渡し、対面で内容の説明を行うとともに、初動として、学校においていじめの認識が

大幅に遅れたことと教育委員会において対応が遅れたことについて、謝罪を行っており、質問事項につきましても、その都度回答するとともに、書面でも謝罪の意を伝えています。

また、調査結果の公表時には、私のお詫びのコメントを発表するなど、これまで真摯に対応を行ってきたところですが、ご要望があれば、適切に対応してまいりたいと考えています。

辛い思いをさせました生徒とご家族に、改めてお詫びを申し上げます。いじめから全ての子どもを守り抜くという覚悟で、子どもたちの安全と安心の確保に努めてまいります。

■村上 さとこ 議員

ケース1については、被害者が何度も記者会見を開いているようなケースです。もう一回精査してください。報道などでも大きく取り上げられています。

教育長も被害者に寄り添うというようなお言葉を何度も出していただきましたが、実際に被害者側としては、寄り添ってもらっていない。説明をしたと言っていますが、説明をされていないと言っています。これは事実として言っています。間違った対応を繰り返されたんですよね。

教育委員会と保護者とのやり取りというのは、指導主事は部署の課長や部長へ報告と決裁の手続きを取って、動いているものだと思います。同じ課内でいじめの事態についての進捗について、同時期にもケースが発生していたのであれば、共有できていたはずですよ。

なのになぜ、そうならなかったのか。お答えにつじつまが合っていません。

ただ、今、教育長からお答えいただきましたのは、被害生徒と保護者が望むなら、もう一度説明を行うとおっしゃっていただいたと思いますので、要望があればその対応をしていただきたいと思います。

いじめの重大事態について、被害者は決して事を大きくしたいのではありません。いじめられて、誰も力になってくれず、途方に暮れているわけです。絶望感の中で、市の人権窓口はじめ、思いつく限りの場所に相談しても、何の解決もしなくて、途方に暮れて、最終的には、お金を払って弁護士という職業に相談する。そこから教育委員会とのやり取りが始まる。

これケース1でも2でも、全く驚くほど同じパターンでありました。そして、両被害者のおっしゃっていることが、全く同じなんです。

なぜ、自分が調査の報告書を詳しく知りたいかという、我が子だけではなく、いじめで苦しむ全ての子どもたちに対して、二度とこのような対応が起きてほしくないからというような切実な願いのもとなんです。

対立だとか非難だとか、そういうことは一切求めていないんです。保護者はどう動いていいかわからないんです。

自治体によっては、もし子供がいじめられたらという保護者向け対応案内を出しているところもあります。せめて、教育委員会ホームページに掲載してほしいと思いますが、いかがですか。

■太田 清治 教育長

大変申し訳ございませんけど、ケース1に関連することについてはですね、先ほど申し上げましたように、答弁を差し控えたいと思います。

ケース2につきましては、今議員おっしゃった、まさに生徒やご家族の皆さんのお気持ちを考えますと、私も学校現場にいましたので、その辺の所はですね、本当にどうしてこうなったんだろうかということで、じくじたる思いがずっとしております。

ですから、先ほど改善策と申しますか、対応策も申し上げましたが、そういったものを、きちんと今後やっていきたいと思っています。

■村上 さとこ 議員

その改善策も、再発防止十分なのかという疑問もあります。

今外部の部活指導者も増えていますので、学校の教員だけではなく、外部に対しても情報の共有が必要だと思います。そこはしっかり認識していただきたいと思います。議会としても、再発防止策を精査したいわけです。いじめの重大事態について、教育文化委員会にも報告すらありませんでした。

市長も参加する総合教育会議の報告内容も、年度を重ねるごとに薄くなっています。市長も残念に思っていることだと思います。

大切なのは、子どもの人権、安全、将来です。とにかくしっかりと取り組んでいただきたい。また、保護者所見、これ必ず公表していただきたいと要望し、質問を終わります。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月12日

【質疑件名】 I型糖尿病を抱える児童生徒への看護師派遣について

【質 疑 者】 伊崎 大義 議員（北九州党）

■伊崎 大義 議員

先日とある市民の方からご連絡を頂きました。幼稚園に通うご子息が突如ご体調を崩され、救急搬送された結果、「I型糖尿病」の診断を下された、という内容でした。

I型糖尿病とは、若い方を中心に幅広い年齢で発症する糖尿病であり、生活習慣の影響が大きいII型糖尿病とは異なるものです。日本での発症率は、10万人あたり2.25人とされている大変珍しい病気で、現時点でまだ根本的な治療法は見つかっておりません。

発症された方は常に血糖値をモニタリングしながら、生涯にわたって毎日インスリンを補充する必要がございます。それも食事の内容によって都度補充するインスリンの量を調整しなければなりません。発症者が幼いお子さまであった場合は、自身で行うことは困難です。

また、インスリンの注射は医療行為ですので、看護師資格を持っていない学校の先生などは対応ができません。その場合、保護者の方が代わりに注射を打っているというのが現状です。

今回ご連絡のあったご家庭でも、お母さまがいつも昼食の時間に合わせて幼稚園へ通い、ご子息に注射をされていらっしゃいます。時間的にも労力的にもご負担は大きく、フルタイムのお仕事は難しい状況になってしまったと仰っております。この現状は、本市の謳う「こどもまんなか社会」、「Woman Will 推進」のいずれを踏まえましても、一刻も早く是正しなければなりません。

一般的に、小学校低学年まではお子さまが自身で注射を打つことが難しいと言われております。本市の場合、幼稚園は全て私立ですので、支援が困難かと思いますが、この先、小学校へ進学してからの対応については是非ご検討いただきたいです。

実際に、支援に動き始めた自治体も出てきております。令和3年6月に文部科学省によって「小学校等における医療的ケア実施支援資料」がガイドラインとして作成されたのを踏まえ、愛知県の名古屋市では、I型糖尿病のお子さまに対して小学校への看護師派遣が決定し、既に派遣も始まっています。

そこでお尋ねします。本市においても、I型糖尿病の児童生徒に対して、自分でインスリン注射ができるようになるまで看護師を派遣するなど、保

護者の負担を軽減する仕組みについて検討すべきと考えますが、見解をお伺いします。

■太田 清治 教育長

I 型糖尿病は、生涯にわたってインスリン補充や血糖値測定が必要な疾患でございます。日本小児・思春期糖尿病学会は、発症した児童生徒とその家族に対し、成長・発達に応じて、インスリン注射や血糖値測定を自分で行うことの大切さを示しています。

現在、北九州市立小中学校で、日中にインスリン注射をしている児童生徒は、16名おります。そのうち13名が、本人が注射をし、体調を管理しながら学校生活を送っています。

一般的に、自ら注射をすることが難しい児童については、保護者が来校し、注射をしています。

他方、保護者が主治医からの訪問看護指示書に基づき「北九州市医療的ケア児レスパイト事業」を利用し、保護者に代わって、訪問看護師が注射をすることもあります。さらに、保護者が主治医と相談の上、注射時間を夜間にずらすほか、注射以外の方法でインスリンを補充している例もあります。

I 型糖尿病の児童生徒が入学する際には、治療の継続や学校生活の適応に不安を抱え、保護者の心理的な負担は大きなものがあります。

そのため、入学予定の学校におきましては、保護者と学校とが、当該児童生徒の情報を共有し、職員研修や緊急時の対応を確認するなど、入学前にきめ細かな準備を行うことで、保護者の不安の解消に努めています。

今後とも、I 型糖尿病の児童生徒が、自分の病気を理解し、自ら注射することができるよう学校全体で見守り、支援するとともに、レスパイト事業等の有効活用など、保護者の負担軽減に繋がる情報を提供してまいります。

また、自ら注射することができない児童生徒については、個別に状況を把握するとともに、必要に応じて看護師の適正な配置についても検討してまいります。

■伊崎 大義 議員

I 型糖尿病について様々な形でご検討いただけるということですが、レスパイト事業を活用されている事例も、今あるとのことでした。

ただ、このレスパイト事業は本来、これを想定したものではないものと思っております。また財源も一部自主財源があるのではないかと考えております。

この I 型糖尿病の件ですね。文部科学省の初等中等教育局特別支援教育課に問い合わせを行いました。おそらく財政的な部分が一番懸念になるかなと思ってですね、確認したところ、これは国の切れ目ない支援体制整備充実事業の対象となる案件のため、医療的ケア児への看護師派遣にかかる費用については、3分の1が国の補助金として、残り2分の1も地方財政措置として自治体の財政負担もなく実施できるということで確認が取れています。

なので、今ある制度で市の金でやるのではなく、ぜひそういった国の予算をしっかりとりに行く形で、今後、検討いただけたらと思っております。

すでにお困りの市民がいらっしゃって、その解決のための予算が国で用意されているという現状で、あとはやるだけではないかなと思っています。

今回の議会で決算が締められましたら、これから来年度予算の編成もはじまるかと思います。ぜひ、この点よろしくお願いします。

■伊崎 大義 議員

先ほどのⅠ型糖尿病の支援の件についてですね。これは先ほど私が申し上げたとおり、国として予算が下りるということで、文科省からもお話があったんですけども、こちらを今後、活用するという点については、今、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

■太田 清治 教育長

現在、主に特別支援学校を中心に、ということになるかと思いますが、これは補助事業につきましては、看護師派遣をしています。全体で特別支援学校以外にも派遣をしています。

18名ほど、今、配置していて、対象となる児童生徒は、喀痰吸引とか経管栄養だとかそういった自ら行うことがなかなか困難な児童生徒に対して看護師を配置していますので、そういったところと同じような扱いになるのではないかと考えています。

■伊崎 大義 議員

ありがとうございます。ぜひ、同じ扱いで、ということで予算も国に求められるところでしょうから、本当にお困りの方、仕事も辞めてされている方もいらっしゃるのでは、来年度予算からもそうですし、今、既にお困りの方にも改めてヒアリングを行っていただき、現状をもっともっと良い形で支援できる部分があれば、「こどもまんなか社会」そして「Woman Will 推進」をもっと進めていくうえでも検討いただけたらなと思っております。

令和7年6月 本会議 議事録

【年 月 日】令和7年9月16日

【質疑件名】学校教育環境における性被害対策について

【質 疑 者】たかの 久仁子 議員（公明党）

■たかの 久仁子 議員

昨今、教育現場において、教師が盗撮で逮捕されるというショッキングな事案が多く発生しています。

女子児童を盗撮し、その画像をSNSで共有していたとされる教員グループの存在が発覚したり、女子更衣室に小型カメラを設置して盗撮したり、ペン型カメラで女子児童の下着をひっぱって撮影したりなどの事案が発生していますが、子どもの学びの場において、教師からの盗撮の事案は絶対にあってはいけないことだと考えます。また、教師だけでなく児童生徒による盗撮も増えており、安心安全な教育環境が脅かされていることを危惧するとともに、犯罪が巧妙化し、知らないうちに世の中にさらされているという怖さも感じます。

学校内での盗撮が増えている背景としてスマートフォンや小型カメラの普及、犯罪という認識の欠如などがあげられます。また、性暴力などで処分を受けた教員のデータベースについて、私学法人の75%が未活用であったということが調査で明らかになりました。来年施行される「子ども性暴力防止法」では、学校や保育施設などで子どもと接する職員に性犯罪歴や痴漢、盗撮の条例違反がないかを確認し、あれば子どもに接する業務に就かせないようになります。「日本版DBS」とも呼ばれ、新規採用・現職、いずれも対象になります。

そこで、2点伺います。

1点目に、本市の教育現場においてどのような盗撮対策をしているのか教えてください。

2点目に、「コドマモ」アプリについてです。

「コドマモ」は子どもを守るため、藤田医科大学医療科学部の学生が発案したSNS児童性被害防止アプリです。子どもが自分のスマートフォンで裸や下着姿などのわいせつな画像を撮影保存した際、AIが撮影データを判別し、画像を削除するように促す通知が表示されると共に、保護者にも通知されるというペアレントコントロールができる機能があります。本市において、この「コドマモ」アプリの周知・啓発を行ってはどうかと考えますが、本市の見解をお聞かせください。

■太田 清治 教育長

児童生徒の心に消えない傷を刻み、公教育そのものへの信頼を踏みにじる盗撮行為は、決して許されるものではありません。

私は、長年教員として児童生徒と向き合ってまいりましたが、教員による盗撮事案の報に接するたび、深い憤りを覚えます。教育委員会としても、この問題を極めて深刻かつ重大な危機として受け止めています。

児童生徒が安心して学校生活を送れることは、教育の根幹でございます。そのため、教育委員会と学校が一体となり、盗撮事案の未然防止に全力で取り組んでいるところです。

まず教職員に対しては、服務規律の徹底を図り、研修を通じ「盗撮を含む性暴力は断じて許されず、懲戒処分の指針では、原則として懲戒免職の対象となる」ことを繰り返し周知をしています。

また、昨今の盗撮事案を受け、本年7月に臨時校長会を開催し、全校長に対し、私から、教職員の校内における私物スマートフォンでの撮影禁止について再度周知するとともに、盗撮防止のための強化策として、公用カメラ及びデータの管理の徹底、教室・トイレ・更衣室等の日常の点検や抜き打ちの点検、教室の整理整頓を徹底し、カメラ等の機器設置を困難にする環境整備、事案の早期発見・早期対応のための児童生徒や教職員へのアンケート実施などの具体的な対応を指示したところです。

あわせて、小・中・特別支援学校の児童生徒に対しましては、校内への私物スマートフォン等の持ち込みを原則禁止とするとともに、その正しい使い方や、様々な危険性について指導を行っています。

今後も教育委員会が先頭に立ち、強い危機感をもって、児童生徒の安全安心をしっかりと守り抜いてまいりたいと考えています。

一方で、家庭における対策も重要と考えており、教育委員会では、これまでも児童生徒と保護者向けに「ネットトラブル等防止啓発資料」を作成し、家庭でのルールづくりの必要性について啓発を行ってまいりました。

不適切なコンテンツの遮断や利用時間の制限といった「ペアレントコントロール機能」を有するアプリケーションは、議員ご案内のものを含め、通信会社など多くの企業から提供されていることは承知しています。

教育委員会におきましては、各通信会社等のアプリケーションで新しく提供されている機能や料金、その有用性に関する情報を収集し、児童生徒を守るための有効な手立てと考えられるものについては、保護者等へ紹介してまいりたいと考えています。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月16日

【質問件名】 小中学校における熱中症防止の取り組みと今後の対策について

【質 問 者】 小金丸 かずよし 議員（まるまる戸八会）

■ 小金丸 かずよし 議員

本市は独自の活動判断基準により、暑さ指数（WBGT）の午前7時時点での予測値が33以上となった場合には、教育委員会の判断において、空調設備のない場所での授業や部活動、そして休み時間の外遊びなどを一斉に中止しています。これは、熱中症による事故を未然に防止するという児童生徒の健康を考えてのことだと認識しています。

一方、今年も連日、記録的な猛暑が続いているため、子ども目線で見ると、外遊びや体育ができないことで体を動かさない日が非常に多く、フラストレーションも溜まっているのではないかと心配になります。また、暑さ対策については、今年だけではなく、来年も再来年も、継続的に行っていく必要があります。

このような中、6月定例会において市長から、「既存校の体育館へのエアコン整備について漸次進めていくことを目指し、教育委員会と協議を進める」との見解が示され、今後の整備が期待されるところであります。一方で、エアコンが整備されるまでの間においても、子どもたちが体を動かすことができる環境を提供するために、例えば空調設置のある体育館を借りてでも体育を実施するなど、具体的な対策を考えていかなければならないと思います。

以上を踏まえ、暑さ指数が基準値以上になった日においても、子どもたちが体を動かすことができる環境を整備することについて、教育委員会の見解と今後の対策について伺います。

■ 太田 清治 教育長

学校における熱中症対策は極めて重要であり、教育委員会では、「学校における熱中症対策ガイドライン」に基づいて、児童生徒の安全を最優先に様々な対策を講じています。

具体的には、国の指針に基づき、活動場所における暑さ指数（WBGT）を測定し、実測値が31以上の場合、北九州市の独自基準といたしまして、午前7時時点での暑さ指数の予測値が33以上の場合、空調設備がない部屋や屋外での活動を、原則中止としています。

また、各学校では、暑さ指数に関わらず日頃から、こまめな水分補給の呼びかけ、大型扇風機やスポットクーラー、製氷機、ミストシャワーの設置、比較的气温が低い午前中における活動の実施などを行うとともに、今年度新たに、日傘や冷却グッズ（ネッククーラー、保冷剤等）の積極的な活用を促す通知を出したところです。

なお、暑さ指数がガイドラインの基準値を超えた場合でも、できる限り児童生徒が安全に体を動かせるよう、空調設備のある特別教室等を利用して、体育の授業では、ストレッチやリズムダンス等の体力向上につながる運動、休み時間には、校舎内をめぐるクイズラリー等、楽しみながら体を動かす活動を各学校が工夫して行っています。

ご提案の空調の整った学校外施設の利用については、運動の機会を確保することにつながります。他方、移動時の安全確保や時間の確保、一般利用との調整等、課題もあります。

こうした中、学校体育館へのエアコン設置に着手すべく、今回の補正予算議案に3校分の実施設計費用を計上したところです。

引き続き、様々な対策を講じながら、すべての子どもたちが安心して学び、心身ともに健やかに成長できる教育環境の充実に努めてまいりたいと考えています。

■ 小金丸 かずよし 議員

教育長からご答弁いただきました暑さ対策についてです。小学校、中学校は9月に入ってこの2週間、2週間のうちでもですね、熱中症アラートが出て外遊びができない日が数日ありました。その中でも学習時間を十分に保つために、数年前からですね、夏休みの短縮化と、そして二学期制が導入されて、まだ記憶に新しいと思うんですが、今、そういった環境整備が整ったはずのオンライン授業というのは、今の実績としてはいかがなんでしょうか。

■ 太田 清治 教育長

熱中症対策でのオンライン授業ということで、実際にはもう今、対面の授業がほとんどほとんどですので、とりわけ、それに特化してやっているということはありません。不登校等の子どもたちへのオンラインの授業を行っております。

■ 小金丸 かずよし 議員

今はいいいんですが、数年後に、もっとこういった状況が、もう毎日のような猛暑が、例えば10月の末まで続くという想定も含めてですね、いろんな対策を練っていただきたい。そして、オンライン授業についても確立された以上ですね、何か、随時ですね、適用していただきたいなと思います。そして、私が最後に要望したいのが、中学校の部活、部活動が今、地域移行されていますが、こういった今お話いただいた中でも、やはり大会を、大会や試合を土日に控えた練習期間の中でもですね、この暑さ指数によって練習ができないという環境があるわけなんです。そういった点についてはどのようにお考えでしょうか。

■ 太田 清治 教育長

私もこの4月、着任しまして、それについては、今議員おっしゃったところをもっともだと感じていまして、今、この暑さ指数の予測値33については、も

う一度、学校現場の意見を聞きながら、それから、専門家の意見も聞きながら、
どういう形するのが一番良いのかということを、今、内部で今検討をしている
ところです。

■ 小金丸 かずよし 議員

はい、随時、ご丁寧なご答弁ありがとうございました。やはり、教育の中で大事なことはですね、まず命を守ること、そして体調管理を整えるということですが、それは内面的なものもあります。やはり、ストレスが溜まったり、フラストレーションが溜まらないような、教育現場を築いていただきたいと思っています。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月17日

【質問件名】 自らの性別に悩む児童生徒及びその家族への対応について

【質 問 者】 泉 日出夫 議員（市民とともに北九州）

■ 泉 日出夫 議員

昨年12月、宝塚大学の日高康晴教授が行った養護教諭のLGBTQへの意識や対応経験等に関する調査で、小・中・高などで勤務する養護教諭の半数近くが児童生徒から、性的指向や性自認に関する相談を受けた際、本人の承諾を得ずに、校内で情報を共有していた経験があることが明らかになりました。調査の結果では、性別違和、違和感の違和ですけれども、性別違和、トランスジェンダーの児童生徒と直接関わったことがあると答えた養護教諭は42.4%、また、同性愛の児童生徒と関わったことがあると答えた養護教諭は22.3%に上りました。また、児童生徒から相談を受けた際、90.3%の養護教諭が、相談内容を学級担任や管理職らと共有をしていましたが、情報共有にあたって、本人の承諾を得ていたのは54.3%に留まっています。この調査結果を受けて、日高教授は「教員間の情報共有だとしても、同意なく他者に話すのは、本人を傷つけ、追い詰めることになりかねない、共有する必要を説明をし、本人の意向を確認した上で、承諾を取るのが前提だ」と述べ、学校現場での情報共有のあり方に警鐘を鳴らしました。教職員は、自らの性について、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努める必要があると考えます。さらに、保護者や家庭にも、正しい理解を求めることも重要です。また、子どもたちには、性について悩みや不安を抱える友達を差別したり、排除したりすることがないように、性の多様性について学ぶことが必要と考えます。

そこで2点お伺いします。

1点目に、児童生徒が性の多様性について学ぶために、小・中学校でどのように取り組んでいるのかお聞かせください。合わせて、保護者やその家族で性の多様性についての理解を深めるために、どのような情報発信を行っているのかお聞きします。

2点目に、児童生徒から、相談を受けた内容については、教職員の間で共有し、チームで対応することが欠かせないと思います。そのためには、本人や保護者に、情報共有の必要性や理由を丁寧に説明し、承諾を得る必要があると考えます。そこで、適切な手続きに沿って情報共有をするために、どのような取り組みを行っているのか、見解を伺います。

■ 太田 清治 教育長

児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、性的マイノリティを含む多様な人々と共生していく力を

育むことは大変重要です。そのため、市立の各学校では、性の多様性について、児童生徒が発達段階に応じて学ぶことができるようにしています。小学校では、保健において性別に対する悩み、道徳において北九州市独自の教材「新版いのち」を活用した、性別に違和感がある人への理解、中学校では、保健体育において性の多様性や互いを尊重すること、社会科において LGBT への差別や偏見などについて学んでいます。

この他、トランスジェンダー等の当事者の方を講師としてお招きし、話を聞く活動を行っている学校もあります。参加した児童生徒からは、「友達から相談されたら優しく寄り添いたい」「自分に正直にありのままでいたい」などの感想が聞かれ、この活動が大変有意義であったことが伺えています。また、保護者等へは、学校ホームページや学校だより、人権講演会の開催などを通じまして、性の多様性に関する重要性について情報を発信しています。さらに、教職員が、児童生徒から相談を受けた場合の対応について、各学校では、教育委員会作成の「教職員のための LGBTQ の子どもたちへの支援ハンドブック」を活用し、性の多様性を正しく理解することができるよう校内研修を行っています。

例えば、本人の許可なしに秘密を他人に暴露する、いわゆるアウティングの防止であるとか、あるいは、カミングアウトなどについて、適切な支援ができるように取り組んでいます。

議員ご指摘の児童生徒から相談を受けた場合、まず、安心して話せる環境を整え、傾聴、耳を傾け、本人の思いを受け止める。その上で、児童生徒の困り感に寄り添い、できることを一緒に考える、本人と打ち明けられた教職員の間で丁寧に合意形成を図り、情報の共有範囲について十分な理解と納得を得るなど、秘匿性を保ちながら、相談者一人一人の状況に応じた支援を行っています。その上で、校長、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる校内サポートチームを組織し、対象の児童生徒を支援する体制を構築しています。

今後も、このような取組を通じ、教育活動や相談体制の一層の充実に努め、すべての子どもたちがありのままの自分を受け入れ、心身ともに健やかに成長できる居心地の良い学校づくりを進めてまいりたいと考えています。

■ 泉 日出夫 議員

学校では、現在、児童生徒が学校生活を送る上で、特有の支援が必要な場合は、個別の事案に応じて、児童生徒の心情に配慮した対応を行うことが求められております。学校生活への支援であるとか、医療機関との連携なども言われておりますけども、医療機関との連携などは各学校で進んでるのでしょうか。

■ 太田 清治 教育長

医療機関との連携ですが、基本的には、ご本人と保護者の方が医療機関にかかるとのことですが、その間をつないでいくとかですね、あるいは、もう教育委員会がそこに入りまして、丁寧な形で対応させていただいております。

■ 泉 日出夫 議員

この問題については、「いじめ防止対策推進法」に基づいて、性同一性障害や、性的指向、性自認に関わる児童生徒に対するいじめを防止するために、教職員への正しい理解の促進や、必要な対応について、周知が明記をされているところでもありますけども、いかなる理由があっても、いじめや差別は許さないというですね、生徒指導や人権教育を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台になると思います。引き続き、しっかり学校で対応していただければと思います。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月17日

【質疑件名】 中学校スポーツ大会の開催・運営について

【質 疑 者】 泉 日出夫 議員（市民とともに北九州）

■泉 日出夫 議員

暑さ対策ですけれども、この質問は昨日小金丸議員が学校においての暑さ対策について質問しておりますが、私はスポーツ大会に特化をしてお聞きをしたいと思います。

近年の暑さは災害級と言われるほど深刻さを増しており、屋外競技での選手の安全確保は喫緊の課題とされています。日本スポーツ協会のガイドラインは、熱中症の危険度を評価する暑さ指数（WBGT）が一定基準を超えた場合、運動を原則中止と定めています。

このような中、甲子園で行われる全国高校野球選手権大会では朝夕2部制やクーリングタイムを導入するなど、工夫が進んできています。また、インターハイでは、長距離走など長時間に及ぶ種目は夕方に競技時間帯を変更する配慮がなされ、日本陸上競技連盟と全国高等学校体育連盟は、夏開催自体の見直しも協議をしているようです。年々厳しさを増している中、このような暑さ対策は、大会運営において可能な限り進めていかなければなりません。市内中学生の大会に目を向けると、夏場に中学校体育連盟が主催するさまざまな種目の大会が行われています。

そこで、市内の多くの中学生が参加する中学校体育連盟の大会について、安全に開催していただく観点から、教育委員会として、選手の安全対策や開催時期、運営などについて、どのような要望や意見交換を行っているのか、お伺いします。

■太田 清治 教育長

中学校体育連盟が主催する大会は、生徒の心身の健全な発達や社会性・協調性の育成に大きな意義を持ち、北九州市でも年間11,000人を超える運動部活動に所属する生徒が参加しております。

議員ご指摘のように、猛暑による熱中症や落雷の危険などから生徒をどう守るかが課題となっております。私自身も、部活動の顧問や大会運営を行ってまいりました経験から生徒が最高のパフォーマンスで試合に臨むには、安全の確保が何よりも重要だと認識しております。

そこで、熱中症対策として、各学校では、日ごろより健康観察やこまめな水分補給の実施とともに、スポーツドリンクや冷却グッズを積極的に活用するように生徒に促しております。

さらに、中学校体育連盟主催の大会では、生徒の安全面を考慮し、1日の試合数を1試合に限定、交代した選手が再度出場できる「再交代制」の導入、試合途

中に水分補給を行う「クーリングタイム」の設定など、具体的な対策をとるとともに、試合時間の短縮を可能にしたり、状況に応じて休憩時間を設けたりするなど柔軟に対応しています。

また、これまで教育委員会としましても、大会が安全に実施されるよう、中学校体育連盟の理事会等に担当者が出席し、安全対策や開催時期などについて意見交換を行ってまいりました。

その結果、熱中症リスクの高い軟式野球やサッカーなどの屋外競技を中心に、夏季大会、夏の大会の開催時期を7月中旬から6月下旬に前倒しをしたほか、会場に看護師等を配置し、緊急時にも迅速に対応できる体制が整えられてきました。

今後も、生徒の命と健康を最優先に、中学校体育連盟と連携しながら、生徒にとって思い出の大会にできるように、意見交換や支援を続けてまいりたいと考えています。

■泉 日出夫 議員

どうしても年間のカリキュラムの中では、夏場に大会が集中をするということは、いたしかたないことだと思いますが、教育長の方から、いろんな今、対策を進めてますと、というような話がありましたけれども、特に屋外については、大型扇風機を入れたりとか、あとは身体を冷やすそういうエリアを作ったりとか、そのような対策も進めていただければと思います。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月17日

【質問件名】 市立学校給食費の保護者負担軽減について

【質 問 者】 西田 一 議員（自民党・無所属の会）

■西田 一 議員

今議会に提案されている、令和7年度9月補正予算案において、物価高騰対策として、市立学校給食費の保護者負担軽減の事業費1億7,300万円が計上されています。これは進学などで臨時的な出費が増加する小学校6年生と、中学校3年生の給食費の保護者負担額を令和8年の1月分から3月分まで免除するものです。ちなみに現在本市では、給食費の保護者負担分は特別支援学校の小学部を含む小学生が月額4,300円、中学生が5,400円、特別支援学校の中学部が5,100円となっています。

特に中学校3年生の保護者にとっては、お子様の高校受験や進学の準備などで出費がかさむ時期と重なる1月から3月の給食費16,200円が免除されるというのは非常に大きなことだと思います。何よりも金額以上に、市民の生活に寄り添い、子育て環境の向上に取り組む市の姿勢が保護者をはじめとする市民にご理解いただける事業であると考えています。諸物価高騰に賃金上昇が追いついていないとは、決して言えない状況で、この補正予算案は保護者の一人としても大いに歓迎するものであります。

また、この事業は令和8年度からの給食費無償化に向けて、事実上前倒しで一部無償化を実施するものと受け止めています。我々自民党会派からは、2月議会でも令和7年度中の前倒し実施を要望しており、結果として今回の補正予算でご対応いただくものであると認識しています。武内市長をはじめ、執行部、教育委員会に心から感謝申し上げます。

そこでお尋ねします。まず、今回の補正予算の財源について、具体的な説明を求めます。

■武内 和久 市長

近年の物価高騰が続く中、子どもたちの給食の質を確保したい、また少しでも子育て世代の負担を減らし、安心して子供を産み育てられる町にしていきたいという一貫した思いがあり、これまでも全児童生徒の皆さんを対象といたしまして、給食食材価格の高騰に対する支援を行ってまいりました。

こうした中、本年5月に国は、物価高騰対策を目的とした重点支援地方交付金の追加を決定いたしまして、北九州市にも約3億3千万円の交付限度額が示されたところであります。

この交付金は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の方々に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて、必要な支援をきめ

細かに実施できるよう、国の推奨事業メニューに沿って、家計の負担軽減や個人消費の喚起などにつながる対策に活用できるものであります。

このため、北九州市といたしましては、この交付金を活用した物価高・米国関税対策のほか、本年 8 月の大雨に伴う災害復旧や子育て教育環境のさらなる充実などを実施するための補正予算案を本 9 月議会に提出をさせていただいているところです。

このうち、物価高・米国関税対策の一つといたしまして、進学等で臨時的に負担が増加をする小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象に期間限定で学校給食費の保護者負担額を免除する予算として、1 億 7,300 万円を計上させていただきました。

本事業は国の交付金を活用した物価高騰対策として実施するものでありますが、結果的に市民の皆様や議会の皆様からご要望いただいていた学校給食費無償化の方向性にも合致するものと考えています。

今後も多様な財源を活用しつつ、子育て世帯の負担軽減とこどもまんなか社会の実現に向けて、一步一步着実にあゆみを進めてまいりたいと考えています。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】令和7年9月17日

【質問件名】市立学校給食費の保護者負担軽減について

【質 問 者】西田 一 議員（自民党・無所属の会）

■西田 一 議員

次に令和8年度の給食費無償化の本格的な実施について、現在の検討状況を伺います。

次に令和8年度の給食費無償化に関して、アレルギーや不登校などの事情で給食の提供を受けていない子供への対応についてご見解を伺います。

■太田 清治 教育長

北九州市では令和7年4月に、教育委員会をはじめとした全庁横断的な学校給食費無償化にかかるプロジェクトチームを設置し、財源負担等のあり方、既存の給付制度との整合性、対象範囲や実施時期などの論点について、総合的に検討を始めたところです。

その中で物価高騰により、給食食材にかかる費用が年々増加している状況を踏まえ、限られた財源の中で、どのように給食の質を確保していくかについても議論を行っています。

加えて、北九州市では今年6月に文部科学省に対しまして、学校給食費無償化にかかる恒久的な制度創設及び財源措置を提案し、7月に指定都市教育委員会協議会としても、重ねて要望を行っています。

一方、国の令和8年度予算の概算要求では、学校給食費の無償化については内容、金額が示されていない、いわゆる事項要求となっており、令和7年9月以降に始まる「予算編成の過程において検討する」とされています。

北九州市では、学校給食費無償化を実施する際には、将来にわたって安定的に運営できる持続可能な制度とすることが重要です。

そのためには、国の制度設計を基本としつつも、北九州市としての恒久的かつ最適な制度設計が必要と考えますが、国が無償化にかかる制度の考え方や、具体的な内容を示していない現段階において、詳細な制度設計を行うことは未だ難しい状況にあります。

また、議員ご質問のアレルギーや不登校などにより、給食を食べていない児童生徒への対応については、国も公平性の観点から課題としてあげていることは承知しています。

今後、国が制度設計を行う中での整理を踏まえつつ、適切に判断をしてまいりたいと考えています。

引き続き、国の動向を注視するとともに、給食の質を確保しつつ、学校給食費の無償化の実現に向けて検討を深めてまいりたいと考えています。

■西田 一 議員

学校給食費の保護者負担軽減っていうか、免除についてなんですが、市長も御答弁でおっしゃったとおり、物価高騰に対し、市民の皆さんですね、諸物価高騰で非常にあえいでおられますし、私も実際、スーパーやコンビニに買い物に行くそうですね、本当に物価が上がったなど、困ったなど感じる次第です。

そこで、まず執行部の皆さんと物価高騰についての認識を共有したいと思います。執行部の皆さんの中で、割とスーパー、コンビニにご自身で行かれるだろうなという方を指名しようと思うんですが、カップラーメンの価格について、以前、麻生太郎総理大臣の時に、記者からカップラーメンの値段、大体いくらぐらいですかと聞かれた麻生総理、その時、400 円ぐらいかと答えて、国民のひんしゅくを買っちゃったわけですが、江口副市長、割とたぶんスーパー、コンビニに行かれてると思うんで。カップラーメン、どれぐらいの値段、いろいろピンキリなんですけど、どれぐらいの値段だと今認識されてますか。

■江口 哲郎 副市長

スーパーに行きますけども、実はカップラーメンをあまり購入を、本当にしたことがないんですね。ただ、なんとなく、棚を眺めているとどうでしょう。250 円ぐらいでもあるのかなというふうに思ったりしております。

■西田 一 議員

さすが官僚ですね。あの、私も大体そういう認識か、割とよく出るカップラーメンで 250 円から 200 円後半が多いなと思っていまして、当時の麻生総理の 400 円というのが、あながち、なんというか、現実を帯びてきたなという危機感すら抱いております。

そういった物価高騰の中で中 3 と小 6 に限って、来年の、年明け 1 月、2 月、3 月の給食費を免除するという、よく決断していただいたと改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。例えば中 3 の 3 ヶ月の 16,200 円ですが、おそらく、私学の入試の受験料、僕は大体これで 1 校ですけど、収まるんじゃないかなと思うんですけど、教育長ご見解いかがですか。

■太田 清治 教育長

まさにその通りでございまして、私ども、これを検討するときに、特に中 3 につきましては、特に高校の進学でかかるものもありますが、その前の受験ということも念頭において、計画を立てた次第です。

■西田 一 議員

これでですね、子どもたちの進路が少しでも、未来に向けて広がればいいなと、そういうことも考えておりますんで、期待してますんで、これはもう議場の皆さんも大いに賛成ということで、よろしくお願いします。

先ほど教育長からですね、現在の令和 8 年度に向けた学校給食の本格的な無償化についてのご説明いただきましたので、ご答弁にありましたように、今の政局が混沌としております。我々自民党としても、国民の皆さんには、ご心配をおかけして申し訳ないなという思いもあるんですが、確かに先ほど教育長の答弁の中で、「概算要求」ではなくて、「じこう要求」というご説明ありましたが、これ「じこう」というのは自民公明の与党からの要求という理解でいいですか。

■太田 清治 教育長

文部科学省が 9 月に示しました概算要求の中で、実際に金額が示されておられません。そういうものを、「事項要求」というふうに呼んでおります。

■西田 一 議員

大変失礼いたしました。まあ、確かに金額が示されていないのだから、政局もあって、なかなか具体的に概算要求を含めた検討が進んでないのかなと、我々は理解しているんですが、とはいえですね。先ほども議論の中にありました諸物価高騰に賃金上昇がまだ追いついてないという状況の中で、本年の 2 月定例会におきまして、武内市長は、令和 8 年度の給食無償化の実施に向けての検討ということをはっきりおっしゃったと思います。一方で、確かに国も令和 8 年度からやりますよと、石破総理の国会での答弁もあったわけですが。石破総理の答弁に関しては、我々自民党としても、言ったことはきちんとやってくださいよということをお民党をはじめ、国に対して要望を続けていかないとはいけない。それはやらないといけないと思っております。

ただ、ご承知の通り、福岡市はそういった中でも自主財源をもとに、この 2 学期から給食の無償化、それもアレルギー対応も含めた行き届いた無償化ができてるなと思っております。福岡市はやれてます。北九州市、先ほど、教育長の答弁、そんなに具体的に、踏み込んだ答弁ではなかったかと思いますが、この違いに関してですね。どのように認識をされていきますか。福岡市との違いに関して。

■太田 清治 教育長

福岡市自体がどういうことで、子育てということもあるんでしょうけれども、一般財源でされたということにつきましては、福岡市なりの判断があつてのことだと思います。

私どもとしましては、保護者の負担を少しでも減らしていきたいという思いがございますが、本市の状況を鑑みまして、また、今現在、トイレもそうなんですけれども、施設の整備とかですね、そういった事柄にも予算を割いていただいております。そういったことで、できる限りのことを、市として、教育委員会にやっておりますということでは思っているところでした。

■西田 一 議員

いずれにしても、多額の経費がかかることですので、鋭意検討していただきたいんですが、我々、自民党所属の国会議員、一部の国会議員も申し上げてるんですが、自治体間によって、やれ助成、サービス合戦ですね。うちは給食無償化してますよとか、うちはどういうのを免除してますよとかいうことなく、やはり子育て支援に関して、全国一律、どこに行っても同じような恩恵が受けられる。そして、社会全体で、アレルギーであったり、不登校であったり、そういったご家庭、一般の子どもよりもやっぱりいろんな意味で負担があるのかなと思っておりますので、ぜひそこも含めてご検討いただきたいと思います。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】令和7年9月17日

【質問件名】学校給食の無償化と質の向上について

【質 問 者】永井 佑 議員（日本共産党）

■永井 佑 議員

今年2月、石破首相が学校給食無償化する方針を明らかにし、6月の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）発表までに法制度の案をまとめるとしていました。

ところが、給食費の無償化については、具体的な制度設計の議論が続いているなどとして、来年度予算内の概算要求では必要な経費の金額を示さない、いわゆる「事項要求」となっています。本市ではプロジェクトチームを結成し、無償化に向けて話し合いを始めていますが、市民からは「プロジェクトチームの動向が気になる。無償化に向けて、どんな話し合いが行われているか公表しないのか」、「PTAや市民らがチームに加わっていないのはなぜか」などの声が寄せられています。

そこで質問をします。学校給食無償化にあたり、市長が「市民の声がカギだった」と述べ、多くの市民が求めることだと実感して無償化の決断をしたはずです。

市長は来年度からの無償化に言及していますが、来年度からスタートするためには、もうこの9月には予算化の目処を立てる必要があります。無償化に向けた道筋は現在どうなっているのか説明すべきです。答弁を求めます。

また、無償化が実行された際には、アレルギー、宗教上の理由などで喫食できない子どもや不登校の子どもに食材費相当分を支給することが必要と考えます。答弁を求めます。

■太田 清治 教育長

学校給食の無償化と質の向上について、来年度からの無償化に向けた道筋は現在どうなっているのか、また、無償化が実行された際、アレルギー・宗教上の理由などで喫食できない子どもや不登校の子どもに食材費相当分を支給することが必要と考えるということについてお答えをしたいと思います。

北九州市では、令和7年4月に、教育委員会をはじめとした全庁横断的な学校給食費無償化にかかるプロジェクトチームを設置し、財源負担等のあり方、既存の給付制度との整合性、対象範囲や実施時期などの論点について、総合的に検討を始めたところです。

その中で物価高騰により給食食材にかかる費用が年々増加している状況を踏まえ、限られた財源の中で、どのように給食の質を確保していくかについても議論を行っております。加えまして、北九州市では今年6月に文部科学省に対し、

学校給食費無償化にかかる恒久的な制度創設及び財政措置を提案し、7月に指定都市教育委員会教育協議会としても、重ねて要望しました。

一方、国の令和8年度予算の概算要求では、学校給食費の無償化については、内容金額が示されていない、いわゆる事項要求となっており、令和7年9月以降に始まる「予算編成の過程において検討する」とされています。

北九州市で学校給食費無償化を実施する際には、将来にわたって安定的に運営できる持続可能な制度とすることが必要でございます。

そのためには国の制度設計を基本としつつも、北九州市としての恒久的かつ最適な制度設計が必要と考えますが、国が無償化にかかる制度の考え方や、具体的な内容を示していない現段階においては、詳細な制度設計を行うことは未だ難しい状況にあります。

また、議員ご質問のアレルギーや不登校などにより、給食を食べていない児童生徒への対応については、国も公平性の観点から課題として挙げていることは承知しています。

今後、国が制度設計を行う中で整理を踏まえつつ、適切に判断をしてまいりたいと考えています。

引き続き、国の動向を注視するとともに、給食の質を確保しつつ、学校給食費の無償化の実現に向けて検討を深めてまいりたいと考えています。

■永井 佑 議員

8月28日の記者会見で、市長は学校給食費について、長引く物価高の中、進学等で学用品等の出費が増額するとして、年明け1月から3月の3ヶ月間小学校6年生と中学3年生、特別支援学校の同じ学年で給食費を免除とする補正予算案を議会開始前に会見で発表しました。

これまでも、市民も議会も求めてきた小学校、中学校、特別支援学校全ての子どもの学校給食費の無償化をしてほしいという声に対して、武内市長が選挙公約で掲げて貫いてきた「給食費はそのまま」という考えをやっと変更し、市民の願いに寄り添って、ごく一部ですが、変更したものであると認識しています。

同時に学校給食は食育であるという観点からして、義務教育は無償とした憲法に照らせば、今回の内容は不十分なものと言わざるを得ません。

「〇〇さんと〇〇さんは小6、中3だから、給食費ただになっていいね。うちは子ども4人だけど、みんな外れたんですよ」という会話がされていたという保護者の声も寄せられていますが、その学年だけ免除とするのは、学年間の格差、差別を平等な教育機会を保障すべき市が産むことにつながりかねません。

先ほどの答弁では国の動きはなく、市としてどうしていいかわからないという答弁をされました。まず伺いますが、本市として、子どもたちの学校給食は食育であり、教育であるという位置づけはされてますか。

■太田 清治 教育長

まさにおっしゃる通りでございます。財政のことが議論されておりますけれども、教育委員会の中では同時に、おっしゃってくださった食育というものの、給食の質、そこに非常にこだわって、私どもも教育委員会の中では議論をしておりますので、今おっしゃっていたところと同じです。

■永井 佑 議員

食育が大事と答弁がされたと思います。そうであるならば、国の動向を待つのではなく、市が責任を持って予算を割り、一刻も早い無償化を実施すべきです。お金を免除にすると、それだけじゃなくて、質もちゃんと保つていうことはすごく大事です。

本市においては無償化実施のために 2 回目のプロジェクトチーム会議を行ったのみです。その中身は公表されず、当然、令和 8 年度実施などその方向性は示されていません。このことを知った市民からは「本当に令和 8 年度に無償化をスタートさせることはできるのか」「市長は市民に対して表明したんだから約束は守ってほしい」と言っていました。

改めて聞きます。学校給食の無償化について、いつから誰を対象に無償化するのでしょうか。

■太田 清治 教育長

プロジェクト会議のことでございますけれども、もともと、この会議の方向性といったしましては、政策案を策定をするという内部会議で立ち上げた全庁横断的な会議でございます。ですから、ある意味、市民等の方々を第三者と構成していないということでもありますので、そういった内容からも、意思形成過程に当たるものについては、公開をしていないということです。

それから、国の動向等でありますけれども、北九州市の財政の健全性を守りながら、私どもも子どもたちの未来にしっかりと投資をしていかなければならないという使命は持っていますので、そういったことを勘案しながら、今後、無償化に向けて、努力をしてまいりたいということです。

■永井 佑 議員

私はですね、一度は無償化の宣言をした市長に聞いてます。教育長ではなくて市長に答えていただきたいと思います。

■武田 信一 財政・変革局長

無償化について、財源がしっかり確保されなければ、恒久的な制度設計ができないというのは、何度もここで答弁させていただいてると思います。無償化と言いましても、やはり市の財源を使う以上、その財源というのは市税収入であり、あるいは市の貯金の中から捻出する、つまるところ、市民の方々から負担いただいている税金であったり、いろいろなこれまでは努力の中で積み立ててきた貯

金、そういうものを一生懸命活用して恒久的な措置が可能かどうかというのを判断していくということで、慎重に判断しなければならない、それが私どもの責任と考えております。

■永井 佑 議員

別に無駄遣いしてくれって言ってるわけじゃないんですね。大事な財源っていうことは重々承知ですし、局長教育長に答えさせる姿勢というのがいかなるもんかと私は思います。決断したんですから、本人の口から答えていただきたいと思います。

そして市長は選挙公約で、「国、県、他都市の様子を待たない、できない理由の既得権とさようなら」と言っていたのですから、その通りに実現すべきです。

全国で約半分の自治体がいわゆる無償化、どこの自治体も財政は大変な中、国からの補助金を活用したり、優先順位を上げたりして、予算を割り、実行しています。現状では同じ政令市の福岡市に先を越されています。

市長は8月28日の記者会見で国の責任について言及していましたが、無償化を決断した際は、「市民の声がカギだった」と表明していました。そうであるならば、今ここで小6、中3がスタートする年明けに、全ての学年で学校給食の無償化を実行すべきです。どうですか市長。

■武田 信一 財政・変革局長

市長がご答弁申し上げたのは、令和8年度中の実施を目指すというお話をされたと思います。当然、そうであれば、令和8年度予算を考える中で検討していくべきものと考えております。

■永井 佑 議員

市長が言われたと言うんでしたら、本人が目の前にいらっしゃるんですから、答えていただいたらどうですかね。これでは多くの市民が落胆するでしょう。

次は補正予算について伺います。市長は記者会見で限られた財源の中で、どうやって一步一步だけでも少しでも進めようということで、私たちも一生懸命財源を絞り出してやっているという状況にあると言っていました。それでは今回の補正予算、市から独自に出してる財源はあるのでしょうか。

■武田 信一 財政・変革局長

今回の財源、給食の財源につきましては重点支援地方交付金の中から充てさせていただくということでやっております。

■永井 佑 議員

市から金を出してないと、国から来た交付金です。北九州市こどもまんなか教育プランミッション3にあります「誰一人取り残さない学びと先端的な学びを進める」とあります。今回の補正予算では給食費を負担している人のみ免除する

ということです。不登校やアレルギー・宗教上の理由で食べられない子どもたちがいる世帯へ何もしないというのは、誰一人取り残さないと掲げた市の姿勢に逆行します。教育委員会に伺いますが、不登校になっている子がいる保護者や支援者から不登校が続いている中、経済支援もなく、光熱費、食費、教育費など増えてばかりで疲弊している、無償化を進めるのであれば、返金する仕組みも作ってほしいという訴えがあります。本市はこのような実態を聞いたことがありますか

■太田 清治 教育長

まず一つは今回の補正予算に入れているものにつきましては、あくまでも今、給食費をご負担いただいているご家庭につきまして、その金額を免除させていただくということでございます。もう一つは、今後そういった不登校も含めまして、そういった方のご家庭にはどうするのかということですのでけれども、これらについて、やっぱり、あの今後、私どもの方でしっかりと検討していくということになるかと思います。

■永井 佑 議員

負担しているところに免除ということでしたが、それはどちらの立場に立つかなんですよね。今教育長がおっしゃったのは、先ほど述べられた通りだと思いますが、先ほど私が申し上げたのは、本市の教育プランに何と書いてあるのか、北九州市の教育大綱になんと書いてあるのか、もう一度見ていただきたいと思います。「誰一人取り残さない学び」としかも市長、教育長は一番最初の答弁。でも給食は財源論ばかり議論されてますが、教育なんだと食育なんだとおっしゃいましたよね。もう全然言ってることが矛盾してると思います。

東京都杉並区では学校給食の無償化を実施するとともに、国立、私立の小中学校等へ通学する児童生徒または杉並区立学校に在籍し、月に一度も学校給食の提供を受けていない児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費相当額の給付金を支給します。不登校の児童生徒についても支給対象です。子どもの不登校がきっかけとなり、離職などで収入が減り、食事や外出、学びなど支出が増え、経済的困難に直面している実態があります。

こういうご意見は子ども基本条例の制定段階でもお話を私たちは聞きました。先ほど全学年での無償化実施の時期を明言しませんでした。今回一定期間ありますが、小6中3を対象とするならば、補正予算を拡充し、杉並区のような例を参考にし、アレルギー、宗教上の理由などで喫食できない子どもや不登校の世帯に食材費相当分を支給すべきです。答弁お願いします。

■太田 清治 教育長

先ほどから、繰り返し申し上げておりますけれども、国の状況も勘案しながら、丁寧に無償化について、努力をしてまいりたいと思っております。

■永井 佑 議員

先ほど財政・変革局長は、市からお金は出してないと、国の交付金で今回やっていますと、市独自の財源追加してですね、給食費を払っている、免除にしているという世帯だけではなくて、子ども全体に、その家庭全体を見ていただきたい。冷たい答弁だったと思います。市民の声に耳を傾けず、理解できていないことが明らかです。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月17日

【質問件名】 学校体育館について

【質 問 者】 永井 佑 議員（日本共産党）

■永井 佑 議員

先月お盆前に発生した線状降水帯を伴う大雨では、九州各地で被害が生じました。八幡西区では、観測史上最大の雨量を記録し、市内全域に避難指示を意味する警戒レベル4が発令されました。この発令内容では、居住者等がとるべき行動等として、危険な場所からの全員避難、避難場所等への立ち退き避難又は屋内安全確保を指示しています。今回実際に避難したのは127施設に342人だったと聞いていますが、今後も気候危機と言われる地球環境の大きな変動による豪雨などの可能性は減ることはなく、しっかりとした備えが必要との認識は誰もが納得するはずです。万が一、本市において全住民規模で避難が必要となった場合、501ヶ所の予定避難所には9万44人が避難可能ですが、これは市民の約10人に1人が相当します。

また、能登半島地震においては、避難所として小学校も多用されたとのことですが、小学校では空調が完備されていなかったこともあり、多くの避難者が寒さに震え、中には体調を崩した人もいたと聞きました。

本市は「既存校についても、漸次進めていくことを目指す」という答弁をしていますが、学校体育館への空調設置は、避難所機能を向上させるという点でも急務です。既存の公立小・中・特別支援学校すべての体育館への空調設置計画を立て、早急に実行すべきです。答弁を求めます。

■太田 清治 教育長

北九州市では、児童生徒が安全で快適に学習できる環境を確保することを重要な課題と捉え、普通教室、管理諸室、給食室に加え、特別教室へのエアコン設置を順次進めてきたところです。

昨今の猛暑の状況を考えると、学校体育館へのエアコン設置の必要性は、ますます高まると考えられることから、先の6月議会において、市長より、「エアコン設置を漸次、進めていくことを目指し、教育委員会と具体的に協議を進める」と答弁がなされたところです。

これを踏まえ、エアコン設置に着手すべく、今回、「学校体育館エアコンパイロット整備事業」として、補正予算議案に3校分の実施設計費用を計上いたしました。

この事業は、学校体育館へのエアコン整備を効率的、効果的に進めるため、実施設計を通して、空調方式、コスト、断熱工事の工法などの知見を得ることを主な目的としています。

こうした知見を得たうえで、エアコン整備を計画的に進めるべきと考えており、まずは、このパイロット事業を着実に実施し、効率的、効果的な整備手法について見極めてまいりたいと考えています。

北九州市としては、国の補助金等を活用するなど、財源確保にも努めながら、学校体育館へのエアコン整備を着実に進めるとともに、未来を担う児童生徒にとって、より安全安心で快適な学習環境を形成してまいりたいと考えています。

■永井 佑 議員

答弁では中学校2校、特別支援学校1校の空調を設置するための実施設計を行い、効果を見ていくということでした。

先日お盆前に発生した線状降水帯においては、短時間で道路の冠水や土砂災害が、この災害が少ないという北九州でも起こるということを、先日みんなで目にしたところでした。

いつまでにすべての公立学校体育館に安全に避難できるような空調設備を設置し終わる予定ですか。

■太田 清治 教育長

先ほど、第1答弁でもお話を差し上げましたが、この補正予算にあげております「エアコンパイロット整備事業」、これをしっかりと見ていったうえで、先ほど申し上げましたように、どういった整備手法というのがとれるのかということもしっかりと見極めた上で、計画を立てていきたいと考えております。

■永井 佑 議員

具体的な計画の答弁はありませんでした。

これは教育委員会だけの責任ではないんですが、大規模な災害が起こった場合、市民の命や健康が守られるのか、災害が少ないと言われる北九州市なら、何とかなるだろう、大丈夫だろうという神話にとらわれています。

それでは別の角度で聞きますが、昨年度、子供が市立学校で活動中救急搬送された件数は32件と聞いています。今年度は9月2日現在で21件ということでした。暑さ指数と言われるWBGT31度以上は、危険を示し、活動原則中止します。特に低学年の子供は体が小さいので、地面からの照り返しの影響を受け、WBGT26や28でも体感で30度を超えるそうです。よって31度以下でも発達や体調を考慮し、屋外での活動を中止する学校も生まれています。今もうすでに教育活動ができなくなっている状況です。

国からの交付金も活用し、早急に計画を立て実行すべきです。

■太田 清治 教育長

熱中症による搬送人数でございますが、私どもの学校保健課の方に学校から連絡が入ってまいります。

その数で申し上げますと、7年度本年度につきましては、5月から8月30日までですけれども、16名ということで、実際には、中学生が14名、小学生が1人に、特別支援学校の高等部が1人。中身見ますと、どちらかといいますと、部活動の練習中のものが多くありますので、ですから、部活動については、再三です、安全対策をやるというようなことで学校側にもお願いをしていますし、また、体調等をしっかりと健康観察等も踏まえて、授業等にも子供たちが参加できるようにして欲しいということ、学校にもお願いしておりますので、こういった方針を、これまでも学校にお願いをしてきましたので、継続して今後もやっていくと考えております。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月17日

【質疑件名】 学校トイレの清掃について

【質 疑 者】 大久保 無我 議員（市民とともに北九州）

■大久保 無我 議員

学校トイレは多くの児童生徒が日常的に使用する場所で、国を挙げて積極的な改善に取り組んでいます。学校トイレが衛生的でないと、トイレに行くことを我慢するケースもあり、健康面での影響も少なくないということです。

本市の学校トイレ改善の歩みは、平成19年度から平成22年度にかけて行われてきたさわやかトイレ整備事業をはじめとして、それまで行われてきた悪臭対策などを強化しつつ、洋式便器の増設、内壁塗り替えや床の改修等を実施し、明るく清潔なトイレ環境の整備を進めて現在に至っています。

そこで、まず、こうした学校トイレ整備事業について、市はこれまでの取り組みをどのように評価していますでしょうか、見解を伺います。

トイレは「きれいにする」と同時に「きれいに使う」ことが重要です。トイレの衛生環境は、清掃作業の質に大きく左右されます。現在、学校トイレの清掃は、児童生徒や教員によって行われています。しかし家庭のトイレとは異なり、学校のトイレは夏休み期間など使用しない時期もあることから、特に男子トイレにおいては、小便器の内側や縁裏に尿が残りやすく、また、尿が飛び散りやすいため床に飛び散った部分などに尿石が蓄積し、雑菌が繁殖しやすくなります。これがアンモニア臭などの非常に不快な悪臭の原因になります。さらに、小便器内の尿石が大きくなると配管が詰まり、トイレが使用不能となることもあります。こうした雑菌の繁殖は、不衛生な状態を招き、健康にも悪影響を与える可能性があります。トイレを清潔に保ち、きれいに使うためには、定期的に専門の清掃をしてもらうことが重要と考えます。

そこで伺います。本市のトイレにおいて、専門業者による清掃はどのぐらいの頻度で行っているか、お伺いします。

■太田 清治 教育長

学校におけるトイレ環境の整備は、健康で快適な学校生活を送る上で重要であると考えおります。

このため、教育委員会では、平成19年度から実施した「さわやかトイレ整備事業」、平成29年度から現在に至る「学校トイレ整備事業」など、学校や児童生徒のニーズに応じて、悪臭対策、完全男女別化、小学校トイレの洋式化など様々な取組を進めてまいりました。

トイレ整備後の学校現場からは「悪臭が軽減された」、「明るく清潔な雰囲気になった」等、喜びの声が寄せられています。

このようなことから、トイレ環境の整備をすることで、暗い、汚いといった学校トイレに対するイメージを払拭することができていると認識しております。

特に、小学校トイレの洋式化は、和式便器に不慣れな低学年の児童にとって、トイレに対する心理的な抵抗感が減少し、快適に使えるようになるなど、効果があったと考えています。

トイレ整備により、洋式化率が向上し、衛生環境も改善され、児童生徒がトイレに行くのを我慢するといった健康上の懸念も解消されつつあります。

これは、児童生徒の心身の健康維持にも寄与するものであり、教育環境の質的向上につながったと考えています。

次に、専門業者による清掃について、北九州市の特別支援学校では、児童生徒の特性や発達段階を考慮し、教室以外の共用部分について、清掃業務を専門業者に委託しています。そのうち、トイレは週に4回清掃を実施しています。

他方、小中学校や北九州市立高等学校のトイレについては、児童生徒自身が清掃を行っています。その理由は、特別活動の学習指導要領におきまして、児童生徒が清掃などの係活動等に取り組むことにより、自己の役割を自覚し、協働することの意義を理解するとともに、主体的に考え行動できるようになることを目指して行うという教育活動によるものです。

また、北九州市では、今年度より、小学校に加え、中学校トイレの洋式化にも着手しております。併せて、タイル張りから、ビニールシート張りの床への改修も進め、清掃しやすい環境を整えています。

また、尿石の蓄積によるトイレの詰まり等の不具合に対してましては、高圧洗浄を行うなど、必要に応じて対応を行っています。

引き続き、児童生徒が健康で快適にトイレを利用できるよう、トイレ環境の整備を進めるとともに、明るくきれいなトイレ環境を保つことができるよう、学校現場と連携して、床材に応じた清掃の仕方の周知や、各学校における児童生徒への指導等に取り組んでまいりたいと考えております。

■大久保 無我 議員（意見）

学校のトイレとかですね清掃とかいうのは、教育の観点から児童生徒がされているということでありました。

私もトイレ掃除って言ったらですね、サンポールをかけてですね、出してガーッとやって、大体ですね、ブラシが届く範囲を水で流したら、綺麗になっているもんだとばかり思っていました。そういう風にやってたんですが、こないだ中学校のトイレ掃除を見さしてもらった、立ち会わせてもらったんですけども、便器の中までですね、やっぱ見てくださいよって感じで見たらですねやっぱもう、うわっちゅうぐらいついてるんですね。

本当は資料で出したかったんですけど、あんまりちょっとひどかったんでやめといたっていうのがあるんですが。これ取り除かないとにおい取れないんですよね。どうしても。

だからどうしても表面的な掃除だけじゃ難しいというところがあります。

その部分を取るっていうのは、さっき高圧洗浄で、これ詰まりをとるという話だったんですけども、特殊な機材を使わないと取れないという話でもありましたので、専門の人たちが入っていかないといけないと。

掃除したところしてないところのにおいの差ってもう歴然としてですね、特に夏とかですね、ひどいなあなんていうのもありました。

ですので、これを1つのきっかけにさせていただいて、学校とかからですね、学校、学校だけじゃやっぱなかなか予算的に難しいんですよ。

なので、教育委員会がしっかり支援してあげてですね、予算つけてあげて、この専門の人達が、時々でいいんです、一気にやる必要はないので、時々でいいので、入って行って、しっかりにおいをとるようなですね、ことを取り組んでいただけたらと思います。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】令和7年9月18日

【質問件名】北九州市における今後の学校部活動の在り方について

【質 問 者】日野 雄二 議員（自民党）

■ 日野 雄二 議員

子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむ環境を確保することを目的として、文部科学省は学校部活動の地域展開を推進しています。国が示すガイドラインに則り、本市もこの9月から段階的に休日の学校部活動を地域クラブへ展開していくようですが、この方針について教育委員会にお尋ねします。

最初に、地域クラブ活動にかかる費用負担の在り方についてです。

国は受益者負担と公的負担とのバランスを検討するとしている中、本市は指導者に支払う報酬などの運営費は保護者負担となるとしています。経済的な理由で地域クラブ活動に参加できない生徒が出てくる可能性があるのではないのでしょうか。スポーツや文化芸術活動への参加機会が経済状況によって制限されることがあってはならないと考えますが、見解をお伺いします。

次に、今後の学校部活動のあり方についてです。本市では、平日は当面の間、学校部活動を継続するとしていますが、当面の間というのは、国が予定している令和8年度から13年度までの6年の改革実行期間を示しているのでしょうか。平日の地域クラブ活動への移行のタイミングなど、今後の学校部活動の展開の見通しについて見解をお伺いします。

最後に、地域展開の理由の一つに挙げられている教員の長時間勤務解消についてです。部活動指導を熱望し、そのために教員になった先生も少なくありません。先生は、部活動が単なる技術向上だけではなく、学業では得られない教員と生徒との深いつながりを生み出し、学校生活を豊かにし、教員・生徒・保護者間の信頼関係構築に貢献しているのではないのでしょうか。教員の負担軽減は重要な課題ですが、部活動を通じて育まれるこれらの貴重な機会が減少することによる、学校運営や子どもたちの成長への懸念についてお考えをお聞きます。

■ 太田 清治 教育長

部活動は、教員の献身的な関わりのもと、生徒が自主的、自発的に活動に参加することにより、スポーツや文化芸術の振興を担っております。

また、生徒同士や教員との良好な人間関係の構築を促進し、学習意欲や自己肯定感、責任感、連帯感などを育むなど、多様な学びの場としての教育的意義を有しています。

しかし、少子化の進展により部活動の存続が危ぶまれる状況の中、国は生徒の活動機会の確保と教員の働き方改革を進めるため、部活動の地域展開に関する方針を示しました。

北九州市では、国の方針を踏まえ、「部活動の教育的意義」を継承しつつ、「子どもたちの活動機会を確保」することを大前提に、令和 7 年 5 月に「北九州市部活動地域展開推進計画」を策定し、「令和 9 年 9 月から休日の学校部活動を地域クラブに展開する」という方針を示しました。

議員お尋ねの 1 点目、経済状況による参加の機会の制限につきましては、地域クラブへの展開に伴い、会費等の受益者負担が発生することから、家庭の経済状況が活動参加の障壁とならないよう配慮することは重要な視点であると考えております。

このため、今年 6 月には、文部科学省を訪問し、経済的困窮世帯が負担する会費や保険料の支援に関する財政措置について提案をいたしました。

また、7 月にスポーツ庁次長が部活動の視察で北九州市を訪れた際には、子どもたちの活動支援について意見交換をいたしました。

国の「地域スポーツ文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」による「最終とりまとめ」においても、費用負担のあり方や経済的困窮世帯への支援の必要性が示されており、今後、国から具体的な方針が示される見通しでございます。

国の検討状況や他都市の事例を参考に、経済的困窮世帯が負担する地域クラブの会費や保険料への支援のあり方をしっかりと検討してまいりたいと考えています。

2 点目の学校部活動の展開の見通しについては、国の実行会議による「最終とりまとめ」において、改革実行期間を令和 8 年度から令和 13 年度の計 6 年間として設定すること。平日の地域展開については、国がモデルを検証しつつ、地方自治体が段階的に課題解決を図りながら、地域の実情に応じた取り組みを進めることと示されており、今後、国から具体的な方針が示される予定でございます。

北九州市としましては、まず休日の地域展開を着実に進めて定着を図ることが重要と考えています。平日の地域展開につきましては、生徒の移動や保護者の確保などの課題に対応するため、生徒や保護者、学校等の関係者の意見を聞きながら、丁寧に検討する必要があると思います。現段階では、平日の地域展開の実施時期は未定であり、「当面の間」は平日の部活動を継続することとしています。

3 点目の学校運営や子どもたちの成長への懸念につきましては、部活動はこれまでも、生徒同士や教員との好ましい人間関係の構築に寄与してまいりました。そのため、議員ご指摘のとおり、学校運営や子どもたちの成長に対する懸念の声があることは十分承知をしており、重要な課題として認識をしております。

これらの課題に対応するため、学校部活動の教育的意義を継承する、「北九州市地域クラブ」認定制度を整備すること、希望する教員が「北九州市地域クラブ」で指導を行えるようにすることなど、生徒・保護者と教員・学校が引き続き関わりを維持できる仕組みづくりを進めています。

一方で、教員の長時間勤務の是正や専門外の部活動を担当することによる負担軽減が、国や学校現場の教員からも求められています。教員の部活動に関する負担が軽減されることで、学力向上に向けた教材研究や授業改善、いじめや不登校などの生徒指導に充てる時間が確保され、生徒とより深く向き合うことがこれまで以上に可能になります。これにより、教員と生徒との信頼関係の構築が進み、さらなる生徒の成長にもつながると考えています。

部活動地域展開は始まったばかりでございます。今後も継続した支援が不可欠です。地域クラブと学校、さらには教育委員会とが協力して環境を整えていくことで、子どもたちの安全・安心な活動を支えてまいりたいと考えています。

先ほどの、平日の地域展開のところにつきまして、生徒の移動と指導者のところ、保護者と申し上げました。指導者の確保の間違いで訂正をいたします。

■ 日野 雄二 議員

まず、学校部活動なんですが、現在、中学校部活動において、外部講師と部活動指導員という2種類の外部からの指導者がいます。

部活動外部講師の謝礼金は1日2000円。そして月額の上限が1万円。それに対して部活動指導員は会計年度任用職員扱いで、時給1300円から1600円、週6時間から11時間、顧問教員に代わって単独指導ができます。

平日の部活動においても、将来的に地域クラブへの展開を考えるならば、現在指導している外部からの指導者と地域クラブの指導者の扱いはどのようにしていくつもりなのか。

そこで質問ですが、現在、この2種類の外部からの指導者を導入している学校の数と、現在教育委員会が負担している外部指導者に対する謝礼はいくらなのか、金額を教えてください。

■ 太田 清治 教育長

まずは部活動外部講師、これは有償のボランティアという扱いになっておりまして、顧問教員と部活動指導の技術的なサポートを行うということが目的で、運動部活動で114名、文化部で40名ということで、計154名を任用しております。年間額ですが、1213万6千円でございます。ちなみに、上限額は、月1万円となっております、交通費は支給していません。

一方、部活動指導員は会計年度任用職員でして、先ほどお話がありましたように、顧問教員に代わって部活動指導や大会の引率を行うということで、運動部で現在24名、文化部で5名、合計29名です。通勤手当等も出ますけれども、年間の額といたしましては、それらを含めまして、1632万7千円でございます。ちなみに報酬だけで申しますと、1550万7千円ということでございます。

■ 日野 雄二 議員

今お答えいただいた額を有効に今後使っていただいて、先ほど第一質問でした、活用をしっかりとっていただきたい。

次に要望なんですが、国は改革の理念を的確に表すため、「地域移行」から「地域展開」に変更しました。その意味は教育長、お分かりでしょうね。国は部活動改革を単なる地域へのスライド、つまり「移行」ではなく地域全体で連携するというコンセプトを的確に表す狙いを持って名称を変更した。持続可能な、多様なスポーツや文化活動の創出を目指す地理的人的要因による体験格差を生じてはいけないということです。

その中で、国は「デジタル部活動」をその手段として挙げています。これは、デジタル部活動をしっかり今後活用しないといけない。先日、市民とともに北九州の小宮議員への答弁の時に「他都市を参考に」と教育長が言われましたが、「他都市を参考」ではなくて、北九州市が積極的に行うということを強く要望しておきます。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月18日

【質問件名】 部活動地域展開について

【質 問 者】 松岡 裕一郎 議員（公明党）

【作 成 課】 教育委員会生徒指導課

■ 松岡 裕一郎 議員

本市の教育現場において、少子化により野球部やサッカー部など複数の人数が必要な部活動では、一つの学校だけでの部活動運営が困難になってきている現状などがあり、令和4年に示された国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として、令和9年9月から休日の学校部活動は、地域クラブ活動へ完全移行することとしています。本市の子どもたちが、将来にわたって不安なく継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境づくりに私も力をつくしてまいりたいと思っております。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、部活動の地域展開における相談体制の強化と問題発生時の解決についてお伺いします。

どこまでも生徒のことを考えるのであれば、部活動の地域展開は、コーディネーターの配置を手厚くするとともに、生徒や保護者が要望などを気軽に相談できる窓口をできるだけ整備すべきと考えます。また、今後万一、部活動の地域展開の中で、重大ないじめ案件や地域指導者からのパワハラ、保護者間のトラブル等々が発生した場合には、子ども達のために教育委員会がスピード感を持って問題解決に取り組んでいくべきと考えますが、これらの点について、本市の見解をお伺いします。

2点目に、生活困窮世帯に対する経済的配慮の検討についてお伺いします。

今回の部活動の地域展開については、受益者負担の考えのもとに、保護者に負担を求めることになり、月3000円をめどに月謝が発生するものとお聞きしています。しかし、生活困窮世帯の生徒が、経済的理由から部活動を制限されることがないように、配慮が必要と考えます。

そこで、生活困窮世帯に対し、経済的支援や配慮を検討していただきたいと思います。見解をお伺いします。

■ 太田 清治 教育長

部活動は、生徒同士や教員との良好な人間関係の構築を促進し、学習意欲や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、多様な学びの場としての教育的意義を有しております。

しかし、少子化の進展により、部活動の存続が危ぶまれる状況の中、国は生徒の活動機会の確保と教員の働き方改革を進めるため、部活動の地域展開に関する方針を示しました。

北九州市では、国の方針を踏まえ、「部活動の教育的意義を継承」しつつ、「子どもたちの活動機会を確保」することを大前提に、「令和9年9月から、休日の学校部活動を地域クラブに展開する」という方針を示しました。

議員お尋ねの1点目についてですけれども、教育委員会の認定する「北九州市地域クラブ」では、学校部活動と同様、生徒や保護者が安心して参加できる、要望などを気軽に相談できることが重要であり、教育委員会と関係者が連携して対応する必要があると考えています。

そのため、地域クラブの指導者には、教育委員会が主催する研修会の受講を義務付けております。研修会では、安全管理、体罰・ハラスメントの根絶、いじめ防止などにも触れ、教育的視点をもった指導を求めています。

さらに、指導者による暴力やハラスメント等の不適切な行為によって、生徒の活動する環境が害されることはあってはならないことであり、このような行為が確認された場合は、厳正に対処することとしています。

また、地域クラブで発生した事故や怪我、いじめ等の、生徒間トラブルについては、学校と連携して支援できるよう、情報を共有することとしており、多くの大人で生徒を支える体制を整備していております。

保護者間のトラブルは、まずは地域クラブ内で解決していただくこととなりますが、指導者の指導に関することなどは広く相談を受ける予定です。

こうしたトラブル等に対応するため、この9月から教育委員会内に相談窓口を設置し、コーディネーターを活用しながら、生徒・保護者の相談や地域クラブからの問い合わせにスピード感をもって対応していくこととしています。

2点目の経済的困窮世帯に対する経済的配慮については、地域クラブへの展開に伴い、参加者には、会費等の受益者負担が発生することになりますが、家庭の経済状況が活動参加の障壁とならないよう配慮することは重要な視点と考えています。

このため、今年6月には文部科学省を訪問し、経済的困窮世帯が負担する会費や保険料の支援に関する財政措置について提案をいたしました。また、7月にスポーツ庁次長が部活動の視察で北九州市を訪れた際には、子どもたちの活動支援について意見交換を行いました。

国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」による「最終とりまとめ」においても、費用負担の在り方や経済的困窮世帯への支援の必要性が示されており、今後、国から具体的な方針が示される見通しです。

国の検討状況や他都市の事例を参考に、経済的困窮世帯が負担する地域クラブへの会費や保険料への支援のあり方を引き続き、しっかりと検討してまいりたいと考えています。

部活動地域展開は始まったばかりです。今後も継続した支援が必要となります。地域クラブと学校、さらには、教育委員会とが協力して環境を整えることで、子どもたちの安全・安心な活動を支えてまいりたいと考えています。

■ 松岡 裕一郎 議員

部活動の地域展開については、やはり各会派、各議員からもあった、経済的困窮世帯に対する支援の検討をですね、ぜひとも検討していただきたいと思えますし、もし万一いろんな問題があったときの相談体制の強化を、さらに充実をお願い申し上げます。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月11日

【質疑件名】 北九州市文化財保護条例の改正について

【質 疑 者】 荒川 徹 議員（日本共産党）

■荒川 徹 議員

議案第116号北九州市文化財保護条例の一部改正について尋ねます。

本議案は、文化財保護法に基づく文化財保護審議会を設置するため、関係規定を改めるというものですが、条例案第43条では、設置する文化財保護審議会は法第190条第1項の規定によるとしております。

そこで、この「法」とは、文化財保護法を指すのか、併せて、その文化財保護法は第190条第3項で「教育委員会の諮問に応じて文化財の保全、保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して、教育委員会に建議する」としてありますが、この審議会は教育委員会の諮問に応じて審議するだけでなく、自立的、自主的に重要事項を調査審議し、建議することができると解釈して差し支えないか見解を尋ねます。

■小笠原 圭子 都市ブランド創造局長

北九州市では、今年4月に新たな市の文化振興計画をスタートさせたことから、文化振興の一分野である文化財について、その保存活用を図るための地域計画の策定に取りかかることといたしました。地域計画の策定にあたりましては、文化財保護法に基づく文化財保護審議会の意見を聞く必要があることから、この度、北九州市文化財保護条例の改正を行うものです。

議員お尋ねの条例第43条の「法」とは、ご指摘のとおり文化財保護法のことでございます。これは同条例第1条に文化財保護法を「法」というと定めているため、第43条では、法律名を省略しているものです。

また、今回の条例改正により、本市の文化財保護審議会は、文化財保護法に基づく審議会となり、同法第190条の定めがそのまま適用されることから、これまでの教育委員会からの諮問に対する答申に加え、新たに建議ができることとなります。

なお、議員お尋ねの「自立的、自主的に重要事項を調査審議し、建議することができるか」につきましては、同法第190条第3項は、文化財の保存等に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議すること、並びに建議することを定めるものでございまして、自立的、自主的に重要事項を調査審議することまで含まれるものではないと理解をしています。

いずれにいたしましても、今後着手する地域計画につきましては、北九州市の歴史や文化の特性を踏まえた計画となるよう取り組むとともに、計画策定にあ

たって今後立ち上げる協議会や文化財保護審議会、市民の皆様など、様々なご意見をお聞きしながら、策定作業を着実に進めてまいりたいと考えています。

■荒川 徹 議員

先ほどの答弁では、自立的、自主的に調査審議して建議することはできないという答弁でしたね。それは、法第 190 条の 3 項をもってこの設置がされるということからですか。

■小笠原 圭子 都市ブランド創造局長

私が先ほど申し上げましたのは、自立的、自主的にということの意味でございます。自立的ということは、他に依存しない状態ということでございます。また、自主的にということとは、他から指図や干渉を受けずに行動するという意味でございます。

文化財保護審議会も含めて、審議会といいますのは、行政の付属機関としての位置付けであると考えております。また、文化財保護法の中でも、自立的、自主的とは書かれていないということを申し上げております。

ただ、審議会というのは、基本的に諮問に依拠して答申をいただくということになっておりますが、これに加えて、文化財保護審議会については、文化財保護法で自発的に意見を申し述べる建議ができるということになっております。

■荒川 徹 議員

分かりました。文化財保護審議委員ですが、今回の文化財保存活用地域計画を策定するにあたって、この審議会を設置するということになるのであれば、その計画がしっかり地域に根差したものとなるように、委員については、地域の文化財保存に取り組んでいる団体の推薦を受ける、或いは意見を聞いて選考するといった工夫をすることはできないのでしょうか。

■小笠原 圭子 都市ブランド創造局長

北九州市の文化財保護審議会でございますので、市の文化財指定に関する諮問への答申をしていただくということが基本となります。ですので、やはり北九州市に既に何らかの形で関与しており、その分野について、専門知識がある方の中からお願いをするということを考えています。

文化財といいましても非常に分野が広いので、民俗、考古、歴史、建築、地域活性など、様々な分野の中で適材の方をお願いをしていくと考えています。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月12日

【質問件名】 文化財保護条例について

【質 問 者】 村上 さとこ 議員（緑の風）

■村上 さとこ 議員

本市では、文化水準の向上に資するため、市内文化財の保存と活用を目的とした北九州市文化財保護条例が制定されています。この条例について、文化財保護審議会の設置根拠をこれまでの地方自治法から文化財保護法に置き換えるという内容の、一部改正条例案が今議会に提出されています。

条例改正は、文化財保存活用地域計画を作成するとの説明ですが、最も大切な変更点は、法の位置付けが変わることで、文化財保護審議会に、建議ができるという権限が付与されることです。これこそが改正の肝であります。

つまり、文化財の保存活用について、審議会は専門的な視点から積極的な改善や新たな政策提言を自主的、自立的に調査審議し、申立できるようになるわけです。建議には、教育委員会からの諮問も必要ありません。この所掌事務については、文科省や文化庁にも確認済みです。

その結果、審議会における活発な議論展開のもと、より豊かな文化財行政が行われ、地方自治の本旨である住民福祉の増進に繋がることが大いに期待されます。私もこれまで再三にわたり建議を求め、2月議会でも文化財保存活用地域計画の策定を求めました。

そこで質問します。文化財保存活用地域計画の策定について、策定することとした経緯と、策定することを決定した決裁書の決裁完了日の日付を教えてください。

■小笠原 圭子 都市ブランド創造局長

文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画は、文化財の保存・活用に関して、各市町村が目指す方向性や中長期に取り組む内容を記載する基本的な計画でございます。この計画は、市の総合計画等に体系づけられるもので、作成に当たりましては、市の基本計画や分野別計画を踏まえる必要がございます。北九州市においては、令和5年から新たな基本構想、基本計画の策定に着手し、令和6年3月に北九州市新ビジョンが策定されました。

また、文化振興計画は、市の基本計画の分野別計画の位置付けであることから、基本計画策定後の令和6年度から着手し、今年4月から北九州市文化芸術推進プランがスタートしたところです。この新たな計画のもと、文化振興の一分野である文化財について、その保存・活用を図るため、地域計画の策定に着手する運びとなりました。

地域計画の策定に関する方針につきましては、令和 4 年 2 月の本会議で、地域計画の策定に関する一般質疑の際に、市の基本計画や次期文化振興計画を踏まえる必要があり、今後それらとの整合性を図りながら検討したいとの市の考え方を答弁しており、当時から地域計画策定についての考え方は一貫したものです。

なお、地域計画の策定に当たりましては、文化財保護法に基づく文化財保護審議会の意見を聞く必要がございます。このため、北九州市文化財保護審議会の設置根拠法を、地方自治法から文化財保護法に変更する条例改正を行うものです。

次に、決裁書についてのお尋ねでございます。これは他の分野別計画でも同様でございますが、この度の地域計画を策定する方向性のみを取り出して決裁した文書はございません。なお、地域計画の策定を理由として行う、今回の条例改正につきましては、令和 7 年 8 月 4 日付で決裁した文書がございます。

いずれにいたしましても、今後着手する地域計画につきましては、北九州市の歴史や文化の特性を踏まえた計画となるよう取り組むとともに、計画策定に当たって、今後立ち上げる協議会や文化財保護審議会、市民の皆様など、様々なご意見をお聞きしながら、策定作業を着実に進めてまいりたいと考えています。

■村上 さとこ 議員

まず、建議の定義については、第 1 質問で私が話したように、はっきりさせておきたいと思います。

今回、決裁をした日を聞きましたが、この条例改正の決裁日が 8 月 4 日ということは今のご答弁で確認できました。今まで初代門司駅遺構の破壊を受けて、昨年度より再三にわたり建議を求めて文化財保護条例の一部改正をそれぞれの議員が訴えてきましたが、文化企画課は一貫して改正に否定的であったわけです。

文化財保護審議会に文化財保存活用地域計画の意見聴取するのは来年以降であると思いますので、改正は来年 2 月議会の条例改正でも十分間に合うと思います。何故、いきなり 8 月 4 日に条例改正をすることを決め、何故、今このタイミングで地域計画を理由にした改正だと言ってきたのかを非常に不思議に思いましたので、ご質問させていただきました。

実際に昨年 10 月 24 日、文化財保護審議会の設置根拠の見直しを求める請願が教育委員会会議でなされましたが、文化企画課は、条例改正は、例えば法の見直しがあるなど、必要な機会に考えるものと、条例改正に消極的説明を行っております。そのため、請願は不採択でした。

私は、市長提出とほぼ同内容の一部改正議案を独自作成し、本年 2 月 22 日には文化企画課長へ、執行部からこのような条例改正をしてほしいと要望しましたが、この時点でも、教育委員会会議でも否決されている条例改正は、法改正や社会情勢の変化があったときにされるものなどの理由でやらないとの説明を受けています。

そのため、全議員の賛同を得て議員提出議案を出すため、私の方で、同内容でより分かりやすい文化財保護審議会条例を作成し、この条例案については、政策調査課、法制課、そして当の文化企画課、教育委員会のチェックも経て成案というところになりました。8月の話です。

ところが、まさにそのタイミングで突然文化企画課から一部改正議案を出してくるとの話が浮上してきました。また、この条例改正案が正式公開されるかなり前に、一部の会派にだけは執行部議案の情報が提供されているという、ちょっと不自然な動きでありました。客観的には、地域計画策定にかこつけた議員立法潰し、または法令に明記された建議の矮小化ではないかとの印象を受けます。個人の感想です。

そこで質問します。改正議案には審議会の所掌事務が明記されていません。市民にとって審議会の役割が分かりません。文化財保護法第 190 条と同様に、審議会は教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について、教育委員会に建議するという所掌事務を条例に明記すべきと考えますが、見解をお伺いします。

■小笠原 圭子 都市ブランド創造局長

まず、先ほどの答弁でも申し上げましたが、今回の条例改正というのは、地域計画を策定するに当たり、文化財保護法に基づいた審議会とする必要があるということをもって、この度、その準備が概ね整ったというタイミングをもちまして、条例改正の上程をさせていただいたものでございます。私たちも、令和 4 年のときから準備が整えば、方向性としては検討したいということを申し述べております。今回、その準備が整ってきたというタイミングで、出来るだけ早くということで、この 9 月に議案を提出させていただいたところです。

その上で、条例について所掌事務を明記してはどうかということですが、例えば理念条例を作るといったようなことであれば、確かに市民に分かりやすい表現に配慮するといったことは考えられるかと思えます。

ただ、条例といいますのは、やはり自治体が定める法規でございしますので、基本的には、その条例として定める目的に対して適切な条文であるのか、それから、関係法や他の条例規則といったものの整合性の中で齟齬がないか、そういった法的な視点で、制定、改正というものを行っていくものと考えています。

北九州市の中で、75 団体の付属機関がございしますが、このうち約 35 付属機関につきましては、条例規則には所掌事務は記載していないつくりとなっています。

私たちも、法第 190 条を受けて、これまでの諮問への答申だけではなく、新たに建議ができるということは、もちろんそう考えていますし、今回の条例の改正によって、それらがきちんと実行できると考えています。

■村上 さとこ 議員

局長の答弁に大変疑問があります。前々から地域計画を考えていたのなら、なおさら昨年の 10 月 24 日の教育委員会会議に条例改正の請願が出されたとき、渡りに船なのだから、こういう経過で条例改正を見込んでいますという説明をして、条例改正しておけば良かったわけです。でもしなかった。やらないと言い続けてきたわけです。そして今のお答えであります。

この所掌事務を条例に書き込まないということのお答えでしたが、逆に言えば書き込んでいる自治体も多いわけです。他の自治体の状況をきちんと研究して、条例に書き込むべきと私は思います。条例は上位計画、上位のものであり、市民にとって、分かりやすいものでなくてははいけません。審議会が具体的に何を審議するのかは、議会が議決する条例において定める必要があると私は思っております。そして、今は書いていない。では、法律との整合性をとると、今おっしゃっていましたが、整合性も何も、法律に書いてあることそのものです。教育委員会の諮問に応じて教育委員会に建議すると文化財保護法に書いてあるじゃないですか。整合性も何もなく、法律がそのまま条例にスライドしただけなので、すから、今更そんな検討をする必要もないと思います。

では質問いたします。それでは、法律に書いてある 190 条の文言や建議という文言は、本市のどの文書に明文化されるのでしょうか。

■小笠原 圭子 都市ブランド創造局長

建議につきましては、今回文化財保護法を根拠にした文化財保護審議会というのができますので、文化財保護法第 190 条をそのまま読み込むこととなりますので、建議について、もちろん諮問についてもそちらに書かれているということでございます。今回の条例は、その法を受けて改正するものでございますので、法に則って新たに建議ができるという形になります。

それから、タイミングの問題ですが、先ほど第一答弁でも申し上げましたように、北九州市新ビジョンを策定いたしまして、その後分野別計画である文化芸術推進プランを今年の 4 月にスタートさせております。以前の議会の中でも、そういった手順を踏んで進めておりますという説明を申し上げます。

この度、今年の 4 月に新しい文化芸術推進プランというものがスタートしたことから、その 1 分野である文化財について進めようということで、今回 9 月をもって条例改正の議案を提出させていただいたところです。

■村上 さとこ 議員

地域計画を導入することについて、教育委員会会議や議会側の教育文化委員会で審議と議決は行われたのでしょうか。

■小笠原 圭子 都市ブランド創造局長

この地域計画を策定するに当たって、常任委員会等で議論がされたかというご質問かと思いますが、それについては、審査は特にしておりません。

■村上 さとこ 議員

地域計画の策定には、まず教育委員会での方針決裁が必要です（正しくは方針決裁の定めはない）。そのあとに、議会報告、予算編成、条例改正という手順を踏むのが通常の流れだと認識しています。今回の進め方はその順番に大変な疑問があります。これは正当な事務手続きなのか、今一度検証を求めます。

地域計画には、地域の文化財を広く把握、活用できる文化財登録制度の導入も有効だと思っています。これは福岡市など多数の自治体で実績があります。地域計画とともに、本市も文化財登録制度を導入して欲しいと、これは要望とします。

令和7年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和7年9月17日

【質問件名】 北九州市文化財保護条例について

【質 問 者】 西田 一 議員（自民党・無所属の会）

■西田 一 議員

今議会では、執行部から北九州市文化財保護条例の一部を改正する条例案が提出されています。議案の提案理由は、「文化財保存活用地域計画を作成するにあたり、文化財保護法に基づく文化財保護審議会を設置するため、関係規定を改める必要があるため」となっています。

これは平成30年の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定や、市町村による文化財保存活用地域計画の作成、及び文化財保存活用支援団体の指定などが制度化されたものであり、文化庁はこの法改正の冒頭に、「過疎化、少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、各地域の重要な文化財の滅失、散逸等の防止が緊急の課題となる中、従来価値づけが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組む体制を準備することが必要となっている」と記しています。まさにそのとおりだと思います。

ちなみに福岡県は、福岡県文化財保護大綱を令和3年3月に策定し、福岡市はこれに応じて、文化財保存活用地域計画を令和4年7月に策定しており、既に法改正にはきちんと対応している状況です。そこでお尋ねします。

まず、今回の条例改正のポイントについて伺います。次に、なぜこのタイミングで条例改正を行うのか、理由を伺います。

次に、改正前と改正後では、文化財の価値が変化するのか、見解を伺います。

次に、今後、建築物や遺構などを文化財指定する際に、北九州市文化財保護審議会の役割はどのように変わるのか、見解を伺います。

■小笠原 圭子 都市ブランド創造局長

国におきましては、平成30年に地域における文化財の計画的な保存活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、文化財保護法が改正されました。法改正によりまして、都道府県は文化財の保存活用に関して、総合的な施策の大綱を作成すること、市町村は都道府県の大綱を勘案し、文化財保存活用地域計画を作成し、国に申請することができることとなりました。

福岡県におきましては、この法改正を受け、令和3年3月に福岡県文化財保護大綱が策定されたことから、福岡県内の市町村においても、地域計画を策定することが可能となりました。

今回の条例改正のポイントについてのご質問ですけれども、市町村の地域計画は、文化財保護法に基づく文化財の保存活用に関して、各市町村が目指す方向

性や、中長期的に取り組む内容を記載する基本的な計画であり、北九州市においても、計画策定に着手することとしたところです。

また、この計画の策定に当たりましては、文化財保護法に基づく文化財保護審議会の意見を聞く必要があるため、北九州市文化財保護審議会の設置根拠法を地方自治法から文化財保護法に変更するものです。

次に、条例改正のタイミングについてのご質問ですが、地域計画は市の総合計画等に体系づけられるもので、作成に当たりましては、市の基本計画や分野別計画を踏まえる必要がございます。

北九州市におきましては、前文化振興計画の計画期間を平成 28 年度から令和 2 年度までとしておりましたが、当時この計画は 2 年間延長されております。その後、市長が交代いたしまして、現市長のもとで、令和 5 年から新たな基本構想、基本計画の策定に着手し、令和 6 年 3 月に北九州市新ビジョンが策定されました。

文化振興計画は、市の基本計画の分野別計画の位置付けであることから、市の基本計画策定後の令和 6 年度から着手し、今年 4 月から北九州市文化芸術推進プランがスタートしたところでございます。この新たな計画のもと、文化振興の一分野である文化財について、その保存・活用を図るため、地域計画の策定に着手する運びとなりました。このように、上位計画との整合性を図りながら進めてきたところであり、地域計画の着手のタイミングとしては妥当なものであると考えています。

次に、条例改正前後の文化財の価値についてのご質問でございますが、地域計画は、地域の文化財を体系的に整理し、文化財の保存・活用について、目指す方向性や中長期的に取り組む内容を記載する基本的な計画であり、今回の条例改正によって、文化財の価値が変化するというものではございません。

次に、文化財保護審議会の役割についてのご質問でございますが、今回の条例改正により、文化財保護審議会の役割が変わるものではございませんが、根拠法が変わることにより、これまでの教育委員会の諮問に応じた答申に加え、建議ができることとなります。今後着手する地域計画につきましては、北九州市の歴史や文化の特性を踏まえた計画となるよう取り組むとともに、計画策定に当たりまして、今後立ち上げる協議会や文化財保護審議会、市民の皆様など、様々なご意見をお聞きしながら、策定作業を着実に進めてまいりたいと考えています。

■西田 一 議員

先ほどご説明いただきました、計画作成については、その設置根拠法が必要であったからということでありました。なぜこのタイミングでといいますと、ここは私も非常に、今回唐突な印象が否めなかったです。条例の改正をします、といきなり言われて、どんな改正だと思いきや、何と文化財保存活用地域計画を立てるのだということで。この地域計画を立てる、それに伴って条例を改正するというのは、所管の常任委員会には、前もって説明はあったのでしょうか。

■小笠原 圭子 都市ブランド創造局長

前もっての常任委員会の説明はございません。といいますのも、市の計画は様々ありますけれども、どの時点で常任委員会に報告するかという、他の計画も大体そうなのですが、概ね、例えば、その骨子ができるとか、素案がこんなふうになるとか、そういった段階で報告というのをこれまでもさせていただいていると思います。ですので、着手するといった段階で常任委員会等での報告というのは、これまでも計画の中では行っていないことと思います。

今回の計画につきましても、そういった段階になりましたら、適宜報告をさせていただきたいと考えております。

■西田 一 議員

なぜこのようなことを伺うかというと、やはりどうしても、議会でも大いに議論になった門司港の複合公共施設建設にあたって、やはり地べたから旧門司駅の遺構が出てきたと、文化財保護審議会の委員の方からも、門司港の旧門司駅の遺構については、きちんと文化財保護の観点から検証すべきだというそういったご意見が続いたと思いますし、最終的に世界イコモスからヘリテージアラートまで発出されたという大きいニュースになりました。

我々議会としても、最終的には複合公共施設の建設に関して、承認したわけですが、申し訳ないですが、仮の話ですが、北九州市が福岡市と同様に法改正に基づいた文化財保存活用地域計画をすぐに作っていれば、この旧門司駅の遺構に関して、違った扱いになったんじゃないか、例えば価値づけができたんじゃないかと思うのですが、ご見解を伺います。

■小笠原 圭子 都市ブランド創造局長

今のご質問ですけれども、やはり色々なご意見、旧門司駅関連遺構に関しても、様々なご意見をいただいたところです。一方で、文化財の保護に当たりましては、文化財保護条例の第3条にもございますけれども、文化財の保護と、他の公益との調整に留意することとなっておりますし、やはり、北九州市としても、この間様々な各方面からのご意見をいただきまして、総合的に検討した結果で、今回の複合公共施設を進めるという結論に至ったものであると考えています。

■西田 一 議員

タイミングとしては、何というか、決して今このタイミングというよりも逆にちょっとタイミングが悪いんじゃないの、といった印象も否めないと思います。

先ほど、委員会、議会に対する説明とかがあったのかと伺いました。ロングスライダーの時もそうだったんですね。ロングスライダー時も、事故が多発したのだけど、議会に対する説明とかが全く無くて、後手に回った感が否めませんし、今回の条例改正についても、やはり門司港の複合公共施設の大きな議論があった直後に、こういった文化財保存活用地域計画関連の議案が上がるということで、やはり総じて申し上げたいのは、議会ともしっかりと密に色んな情報交換をして、

こういった議会で、何というか、あまり揉めないように、きちんと我々も冷静に判断ができるように、ということを従来から申し上げていますが、今日改めてお願いしたいなと思っております。

ここで参考までにお聞きするのですが、文化庁のホームページを拝見すると、文化財保存活用地域計画を既に策定している政令市が、札幌、さいたま、横浜、川崎、浜松、静岡、名古屋、京都、神戸、大阪（正しくは、大阪は未作成）、等々あるのですが、現在作成中の政令市については何か情報はお持ちですか。

■小笠原 圭子 都市ブランド創造局長

政令市が20政令市ございまして、既に策定済みのところが10都市でございます。そして、現在策定中のところが3都市と把握をしております。また、あと6都市につきましては、未検討と把握しています。

■西田 一 議員

今ご答弁にありましたように、もう地域計画を作るのは主流というか、当然のような状態になっておりまして、北九州はなぜこれだけ遅れたのか。先ほど、まず総合計画を作ってから個別の計画を立てるタイミングだというご説明はあったのですが、やはり遅いなというのが、福岡市のホームページ見ると、やはり文化財保護法の法改正によって、という書き出し、或いは福岡県の大綱に基づいてとかいう表現があるんですね。だから何も、我が市の総合計画とか分野別の計画じゃなくて、他の自治体は法改正に基づいて地域計画作成したんじゃないかなと思うのですが、ご見解を伺います。

■小笠原 圭子 都市ブランド創造局長

それぞれ自治体によって、様々な状況があらうかと思います。私たちも、様々な計画は、この地域計画に限らず、法に基づいて策定をしているところでございますので、その中で、順々に段階を踏んでいくことによって、今回のタイミングになったと考えています。

■西田 一 議員

いずれにしても、作る以上は、文化財保護審議会の役割が非常に重要になってくるのですが、既に本会議の質問でも、他の議員が質問しました。この今回提出されている条例の改正案の中で、文化財保護審議会の役割なのですが、建議規定について、私からも質問させていただきます。

つまり、建議規定というのは、文化財保護審議会から色んな調査研究をして、それを教育委員会に意見具申するということなのですが、これができるのかどうか改めて伺います。

■小笠原 圭子 都市ブランド創造局長長

今回の条例改正につきまして、文化財保護法を根拠とする審議会ということになりますので、これまでの教育委員会の諮問に応じて答申すること、それに加えて建議をすることという新しい役割、機能が追加されるということになります。

■西田 一 議員

その建議規定については、今回の改正案では、条文案にお書きになっていないのですが、ちなみに教育委員会に建議するということを明確に条文に謳っている政令市が、ネットレベルなので完全ではないのですが、例えば、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市等々が建議するということを条文で明確に謳っています。その他にも、例えば神戸市であれば、建議するということがちょっと難しいなと思ったのですが、意見を述べるとかということが書かれています。

とにかく、もうほとんどの政令市が文化財保護審議会については、きちんとその役割を明文化しているんですね。大阪市なんかは、「法第 190 条第 1 項の規定に基づき教育委員会に審議会を置く」の後に、さらに審議会は云々かんぬんで、審議するとともに、教育委員会に意見を述べることができるというふうに書いております。ということで、もうこの改正案は審議会の役割について、明文化はされていません。私は、やはりここはきちんと教育委員会に建議するということは、書いておくべきだと指摘して、質問を終わらせていただきます。

令和7年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和7年9月29日

【質疑件名】 敬老行事のあり方について

【質 疑 者】 西田 一 委員（自民党・無所属の会）

■西田 一 委員

令和6年度決算に関して、敬老行事補助等経費として、約1億1,800万円が支出されています。高齢化が進む本市において、校区単位や自治会単位で開催される敬老会は、地域の高齢者と自治会役員の皆さんが集う貴重な機会であり、年に一度のお祝い、再会を楽しみにされている高齢者も多くいらっしゃいます。

ところが、敬老会が市立学校の体育館やあるいは市民センターで開催される場合、事実上飲酒が禁じられており、せっかくのお祝いの席に水を差している状況にあります。

自治会等が主催する敬老会について、市立学校の体育館での開催の場合、飲酒に関しては、校長の裁量に任せる等の柔軟な対応を求めますが、ご見解を伺います。

■太田 清治 教育長

敬老会は年長者を敬い、感謝の気持ちを伝えるための行事であり、地域の自治会や社会福祉協議会、多くのボランティアに支えられている大切な地域行事です。

他方、敬老会のように、学校施設を学校教育以外の目的で使用する、いわゆる目的外使用については、学校教育法第137条により「学校教育上支障がない限り、公共のために利用させることができる」と定められており、北九州市教育委員会では、法の趣旨に沿った基準を設け、学校長がその許可を判断しております。

学校は、児童生徒にとって大切な学びと育ちの場でございます。このため、細心の注意を払い、心身ともに健全に成長していく環境を守ることを最優先といたしております。学校での飲酒をお控え頂くことが望ましいと考えています。

こうした中、昨年度は、36の敬老会が学校体育館で実施をしました。飲酒は一か所もなされておらず、地域の皆様からもご理解を頂けているものと認識しています。

なお、入学式、卒業式といった、保護者や地域の方が参加する学校行事においても、学校内での飲酒はご遠慮頂いています。

敬老会は、笑顔と交流があふれる素晴らしい地域の行事です。学校施設で飲酒を認めることは考えていませんけれども、お茶やお食事、心あたたまる会を作って頂きたいと思っています。

■西田 一 委員

教育長の答弁では、学校での体育館での飲酒は今後も許可しないということだったのですが、たとえば地域の祭りであったり、神社に神輿があって、地域の方々年長者も含めておられて、そこに子どもも参加して、そこでは直会であったりとかお酒をふるまわれる光景がよくあるわけです。

じゃあそれが、子どもにとって教育上悪いのかということ決してそうではないと思うんですね。だから、それは地域の文化であり、お祭りにお酒は当然つきものでありますから、だから一概にそれを学校にはふさわしくないと否定する、しかも敬老会に子どもが参加することはないですから、基本的にはないですから、余興、アトラクションとかで出ることであってもですね、そこはちょっと考えが固いんじゃないかなということを言わせていただきます。

令和7年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和7年9月29日

【質疑件名】 いじめ・不登校対策事業について

【質 疑 者】 高橋 都 委員（日本共産党）

■高橋 都 委員

本市は、北九州市いじめ防止基本方針に基づき、いじめを適切に把握するとともに、児童生徒の人間関係構築や小中連携による取組推進を通じて、いじめや長期欠席の未然防止を図ってきた。また、関係機関やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤーと連携して対応し、いじめや長期欠席の解消を図ったとしています。

不登校者数は、令和5年度には2,370人と、また、令和4年度の1,946人から1.2倍に増加しています。一方で、いじめ件数は、令和4年度の1,933件から、令和5年度には892件と半分以下となりました。

令和6年度の状況は10月に公表されるということですが、本市教育委員会の調査結果によりますと、「いじめ重大事態」の発生件数は、令和5年度が1件、令和4年度が3件でした。

令和4年度の3件のうち1件については、令和2年度にいじめにより長期間不登校になったにもかかわらず、教育委員会は約2年間も「いじめ防止対策推進法」に基づく「重大事態」に認定していなかった。

第三者調査委員会の調査開始が始まったのは、発生から2年以上経ってからで、認定の遅れが調査の長期化を招き、約5年が経過した今年7月に結果が公表されました。

第三者調査委員会は、この件について教育委員会に対し、「きわめて不適切な対応」だったと報告しています。

対応の遅れの原因は、学校の認識の遅れ、教育委員会の対応の遅れ、調査の長期化にあるとされていますが、「学校いじめ防止基本方針」にのっとり、記録や報告といった基本的な対応が徹底されていなかったことから、教育委員会がいじめ重大事態を正しく理解していなかったと私は考えます。

そこで、2点お尋ねします。

いじめ件数が半減したこの理由として、「いじめ」の認識の甘さはなかったのか、見解を伺います。

2点目に、今回の「いじめ重大事態の対応の遅れ」の原因の一つに「認識の遅れ」とありますけれども、そもそもどのような認識だったのか、見解を伺います。

■太田 清治 教育長

北九州市では、いじめに関する国の通知に基づき、積極的な認知と早期対応を行うことに努めてまいりました。

コロナ禍以降、いじめ認知件数が減少している要因について、一概に論じることとは困難でございますが、教育委員会が各学校から、毎月、いじめの対応状況についての報告を受け、事実確認を確実に行うこと、解消に至るまでしっかりと見守ることについて、指導してきたことなども一因となっているのではないかと考えています。

いじめの認知件数は、年によって増減があるため、単年度の数字だけで評価するのではなく、中・長期的な傾向を見つつ、必要な対策を、適宜、講じていくことが重要です。

このため、「いじめの小さなサインを見逃さず、早期に対応する」という姿勢を、教育委員会と学校が共有し、入学式や保護者懇談会など、さまざまな機会をとらえて保護者にも周知してまいりました。

さらに、令和6年度からは、学校でのいじめ防止の取組みを丁寧に伝えるところに、家庭での気になる様子を相談できるよう「保護者アンケート」を実施するなど、保護者と連携した取組みを進めています。

今後も、いじめの積極的な認知と早期対応に努め、児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを進めてまいります。

■高橋 都 委員

今、教育長から答弁をいただきました「小さなサインを見落とさない」これが重要なという風に思います。

いじめの定義というものがあります。これは、いじめられた子どもたちが、心身に苦痛を感じた時が、もういじめだということなんです。相手がしたとかしてないとかというよりも、まずそこが重要なと思います。

それで今回ですね、不登校は増えているのにいじめが減ってるということなんですけれども、この不登校のうち、いじめが原因だった件数は何件ありますか。パーセンテージでもいいです。

■太田清治 教育長

なかなか、それを特定するというのは非常に難しい状況がございますので、私から何件ということは差し控えたいと思います。

■高橋 都 委員

わからないということなのでしょうけれども、原因は色々あるかなと思いますけれども、もっと早くこれがいじめだという認識があれば、長期不登校にはなっていなかったのではないかという風に考えられるわけですね。

ですからやはり、徹底していくっていう、教育委員会だけではなくて、各学校で、報告書を見ますと、教員だったり、部活動の先生だったり、結局それをい

じめとして認識していなかったということなんですね。ですからこれは徹底してやらないといけないという風に私は考えるわけです。

だからやはり、それができてなかったということで、遅れて、そしてまたそれが記録にも残っていない、報告もしていない、そういったところが学校として、また教育委員会として、これだけ今増えているのに、そういうような認識の仕方でいいのかどうか、答弁いただけますか。

■太田 清治 教育長

報告書でも、委員おっしゃってくださったことについては、ご指摘を非常に厳しく受けておりますので、私どももですね、それについては、もう本当に危機感を持って対応していております。

ですから、今回のようなことが、先ほど申しましたけれども、もう二度と起きないようにということで、今、学校と力を合わせてっておりますので、引き続き私どもも、こういったことが二度と起きないようにということを、強い決意を持って取り組んでいきたいと思っております。

■高橋 都 委員

やはり、徹底した研修と、それぞれの認識があるかと思うんですけども、それはやはり、共通の認識にしていけないと、「自分はそれをいじめと考えてなかった」「いや、でもそれはいじめでしょう」という風に、皆さんがバラバラのような状況では、正確ないじめの件数っていうのは取れないと思うんですね。

それによって不登校になったり、また命を自ら落とすようなことにはなってはならないという風に思います。

そしてさらに、スクールカウンセラーに繋がられる方法が、知らなかった、分からなかった、届かなかったということも、報告書の中にあつたと思うんですね。

ですからやはり、そういった時はこうなんですよという、担任であったり、周りの方たちからの、そういったあらゆるアドバイス、そういったところの環境を作っていく必要があるのではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

■太田清治 教育長

まさに、それはおっしゃる通りでございます。

やはり丁寧に、そして教員1人任せにせず、やはりいろんな目で見えていく。

そして、子どもたちが健全に育っていったかというようなことを、お互いに、教員同士が共有していくというようなことに、力を注いでいくということは大事だなと思っています。

■高橋 都 委員

やはり、日常的に教員同士であったり、学校の中、教育委員会の中でも、これをちゃんと議題に上げて、やはり、その対策っていうのを常にしていけないということを感じています。

24年度、いじめの重大事態が県内で過去最多となったというような新聞記事もありました。今、このように大きく広がっている中で、やはり一人一人の子どもたち、心の痛み、また体の痛み、いろんな思いにしっかりと沿っていくということが重要かなというふうに思いますので、ぜひそれを共有しながら徹底していただきたいと思います。

市長、ぜひこの件に対して、見解を伺いたいんですけど、いかがでしょうか。

■武内 和久 市長

そうですね。

子ども、若者、北九州市にとって、本当に大切な宝でございます。

いろいろなことが、実生活の中でありますけれども、しっかりとそれを守っていくという決意を持って、教育委員会としっかりと連携をして、様々な施策に取り組んでいくということが大切だということを改めて申し上げたいという風に思います。

■高橋 都 委員

ありがとうございます。

それでは、北九州市から本当にいじめがなくなった、不登校が少なくなった、もういなくなったと言えるような北九州になるように、皆さんと一緒に力を合わせて頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和7年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和7年9月29日

【質疑件名】 いじめ・不登校対策事業について

【質 疑 者】 高橋 都 委員（日本共産党）

■高橋 都 委員

今回の「いじめ重大事態の対応の遅れ」の原因の一つに「認識の遅れ」とありますけれども、そもそもどのような認識だったのか、見解を伺います。

■太田 清治 教育長

教育委員会では、いじめの重大事態の対応について、児童生徒の心情に寄り添うとともに、いじめ防止対策推進法や文部科学省の通知に基づき、適切に行うよう努めてまいりました。

今回の対応の遅れの原因の一つは、学校において、いじめの認識が大幅に遅れたことでございます。

いじめを受けた生徒や保護者の訴えに対し、学校が、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」と認識せず、単なる部活動の練習中の事故やトラブルと判断するなど、いじめ重大事態としての対応ができておりませんでした。

そうした認識の誤りによる対応の遅れを重く受け止め、いじめの定義やいじめ重大事態についての認識を改めて確認するとともに、学校や教育委員会における再発防止策を講じています。

このような事態が二度と起きないように、強い使命感と危機感を胸に、いじめから全ての子どもを守り抜くという覚悟で、子どもたちの安全と安心の確保に努めてまいります。

令和7年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和7年9月29日

【件 名】 学校給食の無償化について

【質 問 者】 宇土 浩一郎 委員（日本共産党）

■宇土 浩一郎 委員

令和7年2月議会の教育長の答弁で「国におきまして、令和7年6月に閣議決定をされます骨太の方針の中で制度の大枠が示されていると承知をしております。北九州市におきましても、未来への投資として、子どもたちが安心して給食を食べることができる町を実現するべく、国の動向を慎重に見極めていくとともに、持続的かつ安定的な制度設計となるように丁寧に検討した上で、給食費無償化について令和8年度中の実施を目指して取り組んでいます」とある。

そこで、2点お尋ねします。

1点目に、令和6年度、無償化について財源のシミュレーションなど検討してきたと思うが、昨年度からの国の動向を踏まえ、今の具体的な検討状況について答弁を求めます。

2点目に、次の首相が学校給食の無償化を実施するかどうかは分かりません。憲法第26条には「義務教育は、これを無償とする」と書いてあります。やはり、学校給食費も教育の一環として、国の動向を見るのではなく市独自に無償化を進めていくべきと考えますが、見解を伺います。

■太田 清治 教育長

北九州市では令和7年4月に教育委員会をはじめとした全庁横断的な学校給食の無償化にかかるプロジェクトチームを設置し、財源負担等のあり方、既存の給付制度との整合性、対象範囲や実施時期などの論点について総合的に検討を始めたところです。

その中で物価高騰による給食食材にかかる費用が年々増加している状況を踏まえ、限られた財源の中で、どのように給食の質を確保していくかについても議論を行っています。

加えて、北九州市では今年6月に文部科学省に対し、学校給食費無償化にかかる恒久的な制度創設及び財源措置を提案し、7月に指定都市教育委員会協議会としても重ねて要望を行っています。

一方、国の令和8年度予算の概算要求では学校給食費の無償化については、内容、金額が示されていない、いわゆる事項要求となっており、令和7年9月以降に始まる予算編成の過程において検討するとされています。

北九州市で学校給食費無償化を実施する際には、将来にわたって安定的に運営できる持続可能な制度とすることが重要です。そのためには国の制度設計を基本としつつも、北九州市としての恒久的かつ最適な制度設計が必要と考えま

すが、国が無償化にかかる制度の考え方や、具体的な内容を示していない現段階において、詳細な制度設計を行うことは未だ難しい状況にあります。

引き続き国の動向を注視するとともに、給食の質を確保しつつ、学校給食の無償化に向けた検討を深めてまいりたいと考えています。

■宇土 浩一郎 委員

何回も言ってますけど、国の動向を見るということを何度も言われてますけども、物価高騰で市民の皆さん、本当に生活が苦しい。そして、学校給食無償化してほしいという声が大きく上がっています。そして私たち、各団体の方とで、25,000筆以上の署名を集めてまいりました。

だから、国の動向を見るんじゃなくて、市民の立場でやっていかないといけないと私は思いますし、首相がどうなるか分かりませんが、石破首相は学校給食費を無償にするとは言っていたけれども、また替わったらどうなるか分かりませんから、やはり市独自の予算で学校給食無償化を実現してほしいという市民の願いに答えてほしいと思います。

令和7年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和7年9月29日

【件 名】 みんなが食べられる給食について

【質 問 者】 有田 絵里 委員（日本維新の会）

■有田 絵里 委員

令和5年度にムスリム対応給食についての陳情を受け、その後、審議の上、継続審査となり、今年度の市議会議員改選により陳情は廃案となりました。

この陳情での審議の際に、市にできる工夫と努力を求める声も出ていましたが、市としてはアレルギー対応やオペレーション、コストなど様々な慎重な見解から慎重審議となり、結論が出ていません。本市の小中特別支援学校には約65,000人の児童生徒中、現在約2,900人のアレルギーを持つ児童生徒がおり、うち約1,150人はアレルギー対応食が難しく、弁当を持参しています。そういった個別対応が難しいと理解して我慢している児童生徒や保護者がいる中で、前述の陳情後、一部使われる食材が変わったことは事実であり、我慢している人たちが嫌な思いをするかもしれないという配慮が足りなかったのではと感じます。

本市にお住まいのムスリムの方々をないがしろにしろということではなく、この陳情をきっかけに何も説明なく全体を変えるというのはアレルギー除去食対応についての全てが対応できていない中で、人間心理として不満が上がるのは致し方ないと思います。

そこで伺います。ムスリム配慮の給食を求める陳情の際に、慎重であった方針をなぜ変えたのか。また、変更に至る方針決定、プロセスとにこにこ給食だけでなく、現在において使われる食材を豚肉から鶏肉に変更する工夫など、食べられる工夫はいつから始まり、現在も継続しているのかを見解を伺います。

次に、今後アレルギー除去食対応ができていない、弁当を持参している児童生徒やその保護者への配慮が必要だと考えますが、見解を伺います。

■太田 清治 教育長

教育委員会ではすべてのこどもたちが毎日の給食を楽しく、美味しく食べられるよう、日々力を尽くしています。

また、地元食材の活用や栄養バランスに配慮した給食を提供し、こどもたちの成長を支えています。

一方で、アレルギーや障害、宗教上の理由から、学校で提供される全ての献立を食べることができないこども達もおります。

このため、一人でも多くのこどもたちが、みんなと同じ給食を食べられるよう、「みんなで食べれる給食」を実現するため、決められた予算、必要な栄養価など

を考慮しつつ、安全安心で美味しい給食を提供できるよう、日々努力と工夫を重ねています。

「みんなで食べれる給食」の実現を目指す中で、アレルギーのあるこどもたちに対しては、従前から、毎日の給食において、単品の一部取り除き、副食の一部取り除き、除去食などの方法により、こどもたちそれぞれの状況に応じた対応を行っています。

また令和7年2月には、「みんなと同じ給食と一緒に楽しく食べたい」というアレルギーのあるこどもの思いに応えるため、アレルゲンである特定原材料等28品目を使用しない「にこにこ給食」を実施いたしました。

委員ご質問の陳情書については、令和5年6月にイスラム教信者の方から提出され、子どもたちに豚肉、ポークエキスが除去されたムスリム対応の給食の提供を求めるものでした。

この陳情審査において、教育委員会としましては、特定の宗教に対応した給食提供は調理設備や人材確保、予算面でも課題があり、対応することは困難な状況にあるとの見解を述べており、現段階においても、この見解に変わりはありません。

一方、この陳情審査において、多くの委員から、「すべてのこどもたちが楽しく給食を食べることができるよう、できる範囲の配慮をしていただきたい」などの意見が出されました。

このような意見を踏まえまして、物価高騰の中、限られた予算の範囲内で必要なエネルギーを確保するとともに、できるだけバラエティに富んだ、子どもたちに喜んでもらえるような献立を提供をしたいという考えのもと、学校現場の栄養士たちが日々努力と工夫を重ね、一部の献立で豚肉より価格の安い鶏肉を取り入れたり、卵を含まないノンエッグマヨネーズを使用したり、牛乳を豆乳へ、小麦粉を米粉に替えるなど、できるだけ多くの子どもたちが同じ献立の給食を食べることができるよう努めています。

このような取り組みの結果としまして、日頃弁当を持参しているアレルギーのあるこどもなども含め、学校で提供される給食を、みんなと一緒に食べられる機会が増えることに繋がっています。

今後とも一人でも多くのこどもが友達と一緒に同じ給食を楽しめるよう、「みんなで食べれる給食」の実現に向けて努めてまいりたいと考えています。

■有田 絵里 委員

こどもたちが社会に出れば様々な国の話をしたり、様々な知識が必要になります。その中で給食も教育の一環であるならば、いろんな国の文化を学ぶ一つのツールとしては必要なものだと思います。その中で一番疎かにしてはいけないのは日本食の大事さや美しさ、日本食を軸に各国の食事を学ぶことはこれからのグローバル社会には必要なことだと考えています。

その中で、受けた陳情については慎重審議になっていた中で、メニュー開発や食材の変更検討する努力というのは、すごくありがたいことだと私も思っています。

ただ、今回は陳情に関わる内容だったということで、議会や現場に対して、あの丁寧な説明がなく進めてしまったということは、私は、今回はよくなかったのではないかと考えています。

改めて今後まずはアレルギーを持つ児童生徒や保護者に少しでも、これからもっともっとできることがないか、そこをしっかりとご検討いただくことを強く要望したいと思います。

決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】令和7年9月29日

【件 名】生きづらさを感じている若者への支援について

【質 問 者】中村 じゅん子 委員（市民とともに北九州）

■中村 じゅん子 委員

本市は、「日本一若者を応援するまち」を目指して、昨年4月には市役所内にZ世代課を創設し、イベント開催など若者のチャレンジを後押ししておられます。しかしながら、私が懸念しているのは、このような若者以外に、どこにSOSを出せば良いか分からない、ひきこもり状態に陥っている若者等への支援が不十分であるという点でございます。

確かに、「不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業」や北九州市子ども・若者応援センター「YELL」など、相談窓口はあるものの、本当に必要とする方へ支援が行き渡るように、まずは周知の徹底、それから関係機関との連携強化を図るべきだと考えます。

そこでお尋ねします。令和6年度における、生きづらさを感じている若者等への取組の実績について伺います。また、今後さらなる支援の強化が必要だと考えますが、見解を伺います。

■武内 和久 市長

ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の皆さんへの支援は、社会全体で取り組む必要があると認識をしております。北九州市では、若者向けの総合相談窓口として、平成22年に、子ども・若者応援センター「YELL」を開設したところでございます。

「YELL」におけます、令和6年度の相談件数は、前年度比231件増の3,176件で、このうち、新規相談は121件となっております。開所以来、15年間で、約2,000人の若者の自立支援に取り組んでまいりました。

「YELL」におきましては、専門スタッフによる個別面談を行った後、相談内容によりましては、継続的な支援を続けたり、「ひきこもり地域支援センター『すてっぷ』」等の専門機関へつないだりすることもございます。

北九州市では、「YELL」や「すてっぷ」に加えまして、「民生委員児童委員協議会」や「北九州若者サポートステーション」等の関係機関で構成をいたします「北九州市子ども・若者支援地域協議会」を設置いたしまして、令和7年度に、この構成団体を追加するなど、重層的に若者を支援する体制を強化しています。

このように関係機関が連携をいたしまして、必要な支援を行うとともに、新たに各機関の活動を紹介する動画を作成するなど、広く周知をする取組にも力を入れています。

今後とも、悩みや課題などを抱える若者の皆さんに対して、一人ひとりに寄り添った支援を続けてまいりたいと考えています。

■中村 じゅん子 委員

先日、8月23日に、ウェルとばたで開催された、北九州市子ども・若者応援センター「YELL」の15周年記念事業ですね。私も含め多くの議員が参加させていただき、お話を聞かせていただきました。小林局長、ならびに皆様方も最後まで聞かれていたと思います。

その中で、実際にその過去の辛さや、その時に「YELL」なり関係機関に支援してもらって、今があるという若者たちの生の声を聞かせていただきました。やはり、先ほど申しましたようにSOSを出しにくい、支援が必要だなと思う時に、やはりそういう関係機関があって、相談できる場所があって、また、居場所があって、初めて、若者たちがもう一度、進んでいけるんだと感じました。

そのような生きづらさを感じた時に、支えてくれている「YELL」をはじめとした関係機関というか支援機関のお話を聞くと、やはり先ほど、相談件数も増えていますという答弁でしたが、それはとてもいいことなのですが、それに伴って面接をする場所がなくなったり、狭くなったりという、ハード面の制約もあるし、あとは委託されている事業団さんからすると、もっと若者たちにいろんな支援をしてあげたいけれども、人材の確保であるとか、予算も伴うことなので難しいかもしれませんが、そこは市が一体となってですね、しっかり充実をしていただきたいと思います。

それから、2点目は、子ども・若者支援は、子ども家庭局だけでできるものではなくて、私も子ども・若者を支えている医療機関の方々とか、地域の方々、先ほどありましたが民生委員さんとかいろいろなお話を、勉強会とかにも参加をしてお話を聞きます。本当に一人ひとり、若者によって、ニーズというかですね、困っていることが多岐にわたるので、まずは市の中で、教育委員会はもとより、いろいろ住まいの問題とか、様々な課題があると思いますので、まずは横の連携でしっかり、先ほど最初の質問の時に言わせていただきましたように、「日本一若者を応援するまち」として、まずは市が一体となって、そして、プラス、官民ですね、民間で支援をしてくださっている方とも、一体となって取り組みを進めていっていただきたいと思います。この2点、要望して私から終わります。